

太宰府市民遺産活用推進計画

見 守 る
- 文化遺産を 保護する 取り組み -
育成する

平成 23 年

太宰府市

太宰府市民遺産活用推進計画

見 守 る
- 文化遺産を 保護する 取り組み -
育成する

太宰府市

ごあいさつ

本市は、悠久の歴史を受け継ぎ、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描き、市域の約15%を占める史跡群をはじめとする多くの文化財を活かしたまちづくりを目指しています。平成17年の九州国立博物館の開館に先立ち、まるごと博物館構想を立ち上げ、文化財のみならず市域に点在する文化遺産にも目をむけた取り組みを展開してまいりました。

平成17年3月には、まるごと博物館構想に連動する形で、『太宰府市文化財保存活用計画』を策定し、守る対象を文化財から文化遺産に裾野を広げ、全国初の取り組みである市民が育成する太宰府市民遺産の取り組みを提唱し、文化遺産からはじまるまちづくりを進める計画としました。

この太宰府市文化財保存活用計画が評価され、平成20年度より文化庁による文化財総合的把握モデル事業の採択を受け、実務計画としての『太宰府市民遺産活用推進計画』策定へと弾みがつきました、本計画は、多くの市民の参画に基づくボトムアップ型の計画とし、できることを持ち寄り行政のみならず事業者、住民が一体となって、文化遺産を活かした個性あるまちづくりを目指すものです。本計画は、悠久の歴史より受け継がれてきた先人たちの営みを活かす取り組みであるとともに、市民提案による、市民が評価し認定する太宰府市民遺産の取り組みを実体化する計画として策定いたしました。

私も地域に帰れば、伝統行事を担う者として本計画のもつ意義には、身が引き締まる思いがいたします。文化遺産を「見守る・保護する・育成する」の3つの柱を掲げ、市民の皆さまがそれぞれのお立場で役割を担える「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」を目指します。市民の皆さまには自らが主体となって、百年後も誇りに思えるまちづくりに参画していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり全国初の取り組みに対し、貴重な御意見やご提言をいただきました太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の委員の皆さま、また関係する市民の皆様をはじめ多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

そして、本計画を多くの皆さまに活用いただけることを心より願っております。

平成23年3月18日

太宰府市長

伊工房廣



- 目次 -

序 1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけと役割	
3 文化遺産の定義	
4 本計画が目指す太宰府の姿	
5 計画の構成	
I 文化遺産の保存活用 7
1 太宰府市の自然・歴史・社会環境	
2 太宰府市の文化遺産	
3 文化遺産からみた太宰府市の特性	
4 文化遺産を保存活用していく	
II 文化遺産をそのものとして見守る 23
1 文化遺産をそのものとして見守る方針	
2 文化遺産をそのものとして見守る取り組み	
III 文化遺産を文化財として保護する 25
1 文化遺産を文化財として保護する方針	
2 文化遺産を文化財として保護する取り組み	
IV 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する 27
1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針	
2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み	
V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム 31
1 文化遺産をそのものとして見守る	
2 文化遺産を文化財として保護する	
3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する	
■参考資料 35
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯	
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成	
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の規則	
○ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式	
○ 景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式	
○ 景観・市民遺産育成団体【平成23年2月28日現在認定団体】	
○ 市民提案の市民遺産	
・ 太宰府の木うそ ・ 八朔の千燈明	
・ かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」 ・ 芸術家 富永朝堂	
○ 文化遺産情報【抜粋】	

序

1 計画策定の目的

本市は、平成 17 年に太宰府市文化財保存活用計画（以下、「保存活用計画」）を策定しています。

この保存活用計画において、文化的所産を広く柔軟に捉えた「文化遺産」という概念、そして市民が主体的に文化遺産を育成する取り組みとして「太宰府市民遺産」を提唱しました。なかでも保存活用計画策定に向けて取り組んだ文化遺産調査において、約 5,000 件に及ぶ多種多様な文化遺産が把握されたことが契機となり、今日、本市独自の取り組み：文化遺産からはじまるまちづくりを進めてい るところです。しかし、保存活用計画の策定から 5 年以上を過ぎて、計画推進の牽引役である太宰府市民遺産会議の設立に至らず、太宰府市民遺産の認定も進まないなど、文化遺産からはじまるまちづくりの具体化には今だ多くの課題が残されていました。

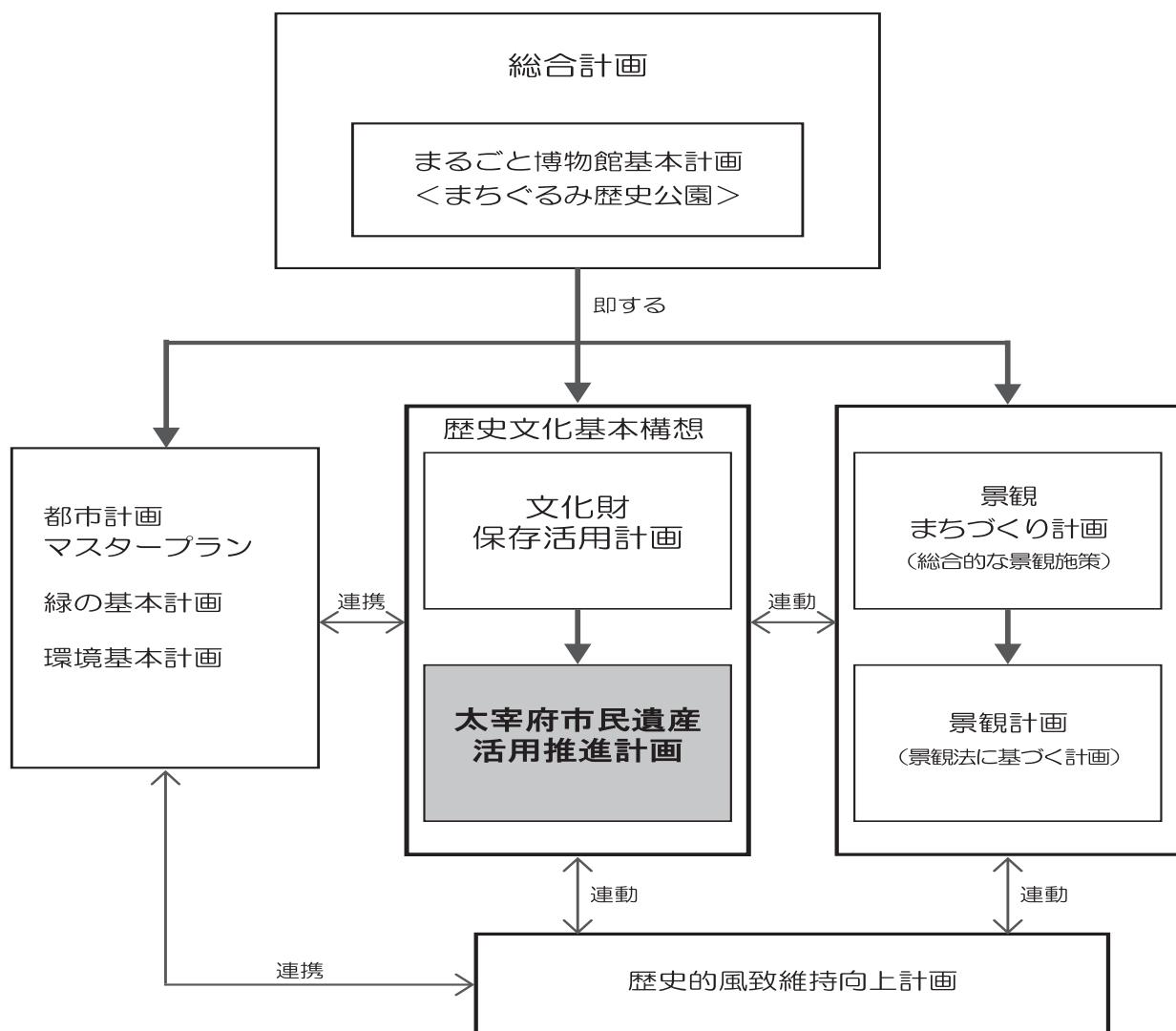
こうした中、平成 20 年度、保存活用計画に位置づけた先進的な取り組みが評価され、文化庁による文化財総合的把握モデル事業を本市で実施することができました。このモデル事業を受けて、平成 22 年度に至る 2 年間、市史資料室、（財）古都大宰府保存協会、（財）太宰府市文化スポーツ振興財団等との協力のもと、市をあげて、専門家だけでなく市民も参加した総合的な文化遺産の調査に取り組むことができました。市民感覚を取り入れた調査によって本市の文化遺産としての性格の一端が明らかになると同時に、文化遺産に対する市民の関心も一層高まってきたところです。

太宰府市民遺産活用推進計画（以下、「本計画」）は、保存活用計画を基本とし、これまでの文化財保護の実績と文化遺産調査の成果を踏まえつつ、その具体的な取り組みを定めた計画です。市民との協働のもと、文化遺産を総合的に把握することで、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取り組みを推進することを目的としています。

2計画の位置づけと役割

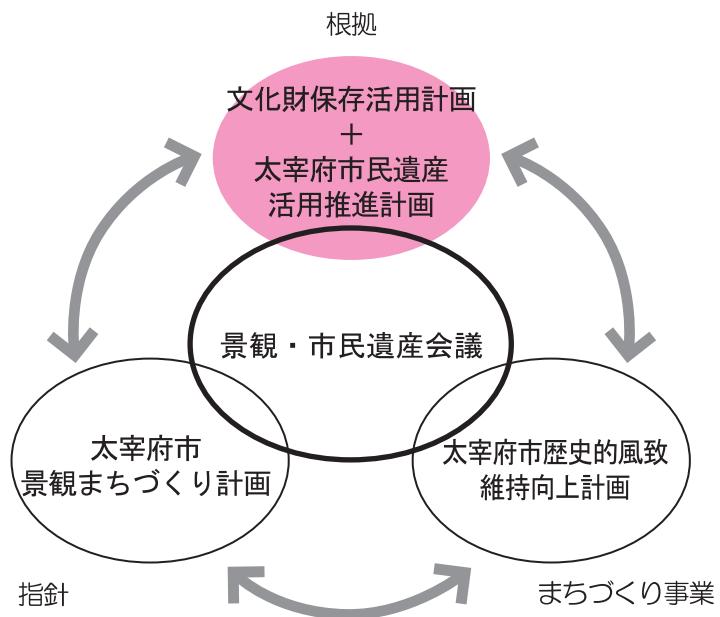
(1) 計画の位置づけ

本市では、保存活用計画ならびに本計画の2つの計画をもって、太宰府市歴史文化基本構想と位置づけます。都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画と連携し、景観まちづくり計画や景観計画、歴史的風致維持向上計画等との連動のもと、その具体化を目指します。



(2) 計画の役割

本計画は、市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、その実現に向けた理念や方向性を示す役割を担います。



(3) 計画対象と計画対象区域

古代大宰府関連や菅原道真関連をはじめ太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在していることから、本計画では、行政の枠を超えて、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産の全てを対象とします。

本市が市民とともに主体的に文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市域とし、市外については文化遺産が存在する自治体やその市民等に協力を求めます。

(4) 計画の期間

本計画は、5年を目途に見直しを行います。見直しにあたっては、保存活用計画についても併せて太宰府市歴史文化基本構想として、見直しを検討します。

3 文化遺産の定義

本計画では、保存活用計画で提唱した文化遺産という概念を、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コトと定義します。

市民調査により把握された多彩な文化遺産の一例

太宰府天満宮における鬼すべ・鸞換え神事・神幸式大祭、大字ごとに点在する村落神や宮座をはじめとする祭事、および集落の行事



さいふまいりの道筋、道標、閑屋の鳥居、太宰府天満宮参道沿いの町並み、近世の紀行文に記される太宰府政府跡、觀世音寺、戒壇院など



北谷・内山・坂本などの農村景観、大学・病院など大規模な施設における緑地環境、宅地開発された高台や山頂からの眺望およびその周辺の里山的な環境、住宅地の桜や梅の木がある景観、ホタルの群生地など



宝満山、四王寺山、北谷集落の水道（みずみち）とこれに関連する多様な農事慣行や水利慣行、幸の元井堰と太宰府天満宮門前の「溝」、架橋の経緯などを知ることのできる石碑など



新興住宅地域における40年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



菅原道真の伝承・伝説に関わる石造物、恵比寿神、庚申塔、大行事塔、および地域住民による清掃や供物などの日常的な手入れなど



四王寺山における林道開通以前の古道、高台の住宅地に敷設された坂道など



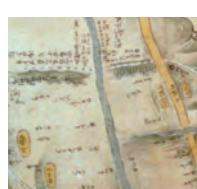
市域に残る太宰府旧蹟全図、旧集落の地籍図、近代の太宰府が読み取れる古写真など



太宰府政府跡、水城跡、大野城跡、觀世音寺、戒壇院、国分寺、学校院など



大字北谷におけるソイラ、壹丁坂、タダゴヘなど太宰府旧蹟全図に遡る地名など



（文化遺産調査ボランティアの調査より）

4本計画が目指す太宰府の姿

本計画が目指す太宰府の姿とは、太宰府の歴史文化を物語る文化遺産を、太宰府を誇りとする人々とともに、子どもたちへ、友人へ、来訪者へ、世代や地域の垣根を超えて守り伝えられるまち、更に将来に向けては、その取り組みを通して、人々が地域を思いやる暮らしが育まれ、その中で新たな文化遺産が見出されるまちです。

本計画では、目指す太宰府の姿を『歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち』とし、その実現に向け、文化遺産の保存活用に取り組みます。

「歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち」



5 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

序

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 文化遺産の定義
- 4 本市が目指す古都太宰府の姿
～歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち～
- 5 計画の構成

I 文化遺産の保存活用

- 1 太宰府市の自然・歴史・社会環境
- 2 太宰府市の文化遺産
 - (1) 既往調査の再整理
 - (2) 文化遺産調査ボランティアの成果
 - (3) 文化財指定を受ける文化遺産

- 3 文化遺産からみた太宰府市の特性
- ◇ 多彩な文化遺産が存在
 - ◇ 文化財指定を受ける文化遺産も身近な存在
 - ◇ 文化遺産を受け継ぐ、語り継ぐ市民の存在

- 4 文化遺産を保存活用していく
- (1) 文化遺産をそのものとして見守る(→II)
 - (2) 文化遺産を文化財として保護する(→III)
 - (3) 文化遺産を市民遺産として育成する(→IV)

II 文化遺産を そのものとして見守る

- 1 文化遺産をそのものとして見守る方針
- 2 文化遺産をそのものとして見守る取り組み

III 文化遺産を 文化財として保護する

- 1 文化遺産を文化財として保護する方針
- 2 文化遺産を文化財として保護する取り組み

IV 文化遺産を 太宰府市民遺産として 育成する

- 1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針
- 2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラムの検討

文化遺産：市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コト

文化財：学術的・芸術的・鑑賞的に優れ、文化財保護法によって規定されているもの

太宰府市民遺産：市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの

I 文化遺産の保存活用

1 太宰府市の自然・歴史・社会環境

本市の文化遺産を見る前に、文化遺産が育まれてきた本市の姿を自然環境、歴史環境、社会環境の視点から概観します。

(1) 自然環境

本市は、三方を山々に囲まれる盆地に位置しています。平坦地は、その多くが市街地化していますが、四王寺山や宝満山など、史跡指定や自然公園の指定等によって、多くの自然が残されています。

①位置と地形

本市は、九州島の北端にあり、大陸や朝鮮半島に近い位置にあります。福岡市の南東約16kmにあたり、北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接しています。

北に四王寺山地（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ愛獄（おたけ）山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市低地を挟んで、西を背振山地の前山となる牛頸低山地（最高点333m）に囲まれています。三方を山に囲まれ、北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地となっています。



②水系

本市の水系は、北部の山浦川（多々良川水系）と三郡山地と高雄丘陵との間を流れる宝満川（筑後川水系）を除き、御笠川水系で構成されています。宝満川は筑後川を経て有明海に、その他は博多湾へ注ぎます。

③気候

気候は、北部九州から山口県にかけての日本海型気候区に属し、内陸型気候区に隣接しています。

気温は、福岡市などの沿岸部と比べると年平均気温（16.7°C）は低めですが、夏季の最高気温（35.8°C）は高めです。

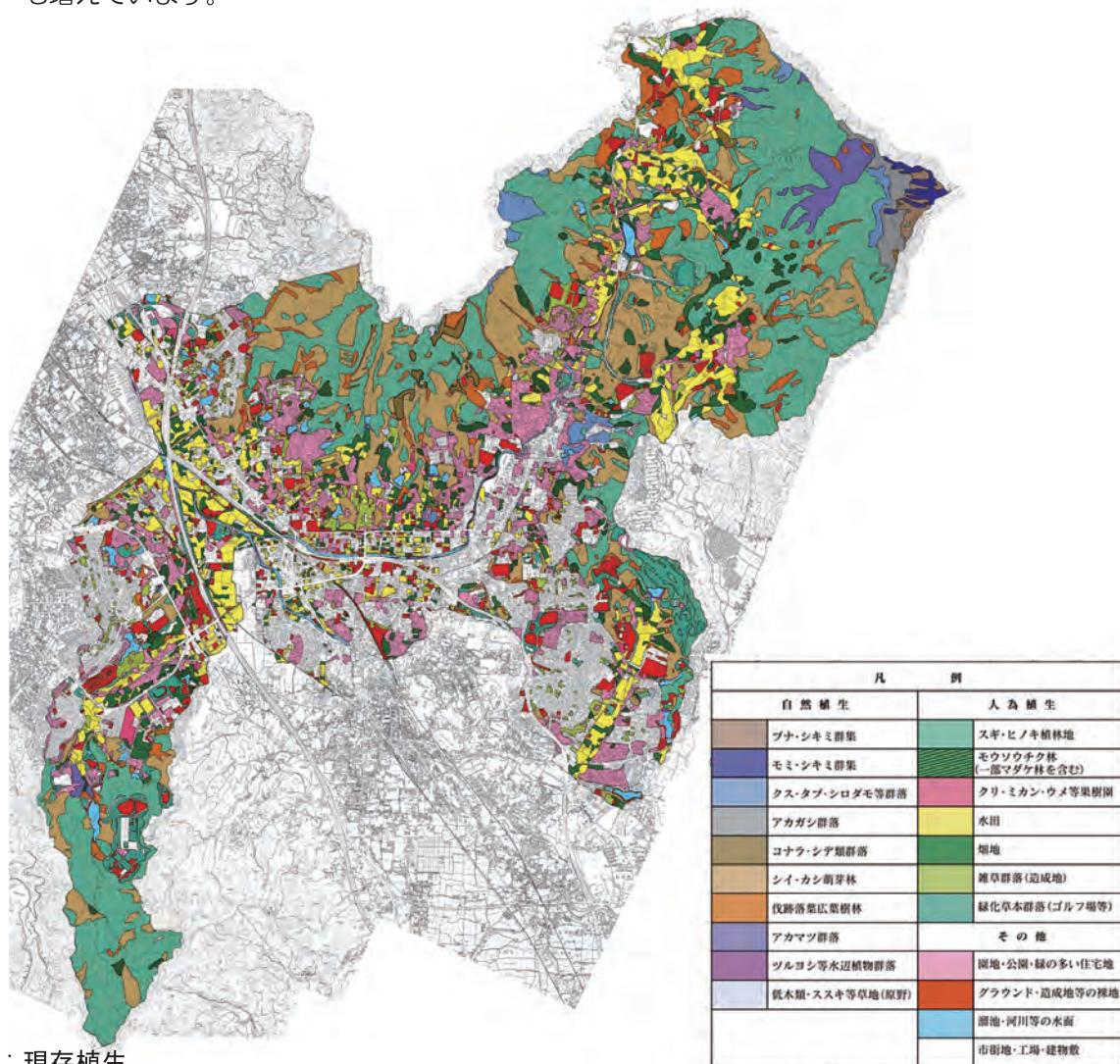
年降水量は、1,684mmです。沿岸部より多い傾向ですが、人口増加に伴い水需要は厳しい場所となってます。昭和53年には156日、平成6～7年には300日にわたる給水制限が行われました。現在は北谷ダムや福岡地区水道企業団からの受水の増加で安定供給が図られるようになっています。

近年、梅雨時の集中豪雨や台風などによる災害に見舞われることが頻発しています。四王寺山をはじめ市内各所で土石流・山間部崩壊が発生しています。これらの災害によって、水城跡や大野城跡などの史跡も毀損を受けました。

④植生

本市は、総面積の60%（森林41%、農耕地11%、公園・史跡などの環境緑地8%）が緑です。うち、天然性林（宝満山山頂周辺の標高約700メートル以上に見られる。ブナ、モミ、アカガシを主体）は13%に過ぎず、その他は人の手が入った人工林（草地と雑木林からなる里山と造林されたスギ・ヒノキ林）です。

昭和30年代以降は、人工林の手入れが少なくなり、その多くがスダジイ・アラカシ・スギ・ヒノキのなどが混在した緑の濃い森林となっています。近年は低地から丘陵に孟宗竹が侵入している場所も増えています。



図：現存植生

資料：平成4年度 太宰府市調査

(2) 歴史環境

本市の歴史は、一般的に古代大宰府から語られます。そのはじまりは旧石器時代にまで遡ります。また、古代大宰府政庁がその役割を終えた以後も、中世、近世、近代へと様々な歴史が刻まれています。これから本市に重層する歴史変遷を概観します。

①歴史変遷

【原始】

本市の歴史は旧石器時代からはじまり、続く縄文時代まで山裾を中心に遺跡が散見されます。

本格的な集落が展開するのは弥生時代からで、市域全体にわたり集落や甕棺を主体とする墓地が確認されています。隣接する筑紫野市二日市丘陵は、青銅製の剣と鏡を持つ甕棺が発見され、さらに南側に展開する小郡市から筑紫野市にかけての巨大集落群の北辺の遺跡と考えられるなど、大規模な集落が展開します。これに対し、本市における弥生時代の集落は、周辺の同時代の集落に比べて、大規模化が見られないのが特徴です。

このような傾向は古墳時代にも引き継がれます。古墳時代後期になると周辺市町では山裾に群集墳が密集しますが、太宰府市域ではその数は極端に少なく、南北勢力の緩衝地帯になっていたと推定されます。

【古代】

古代、本市の歴史に重きをなす時代が到来します。

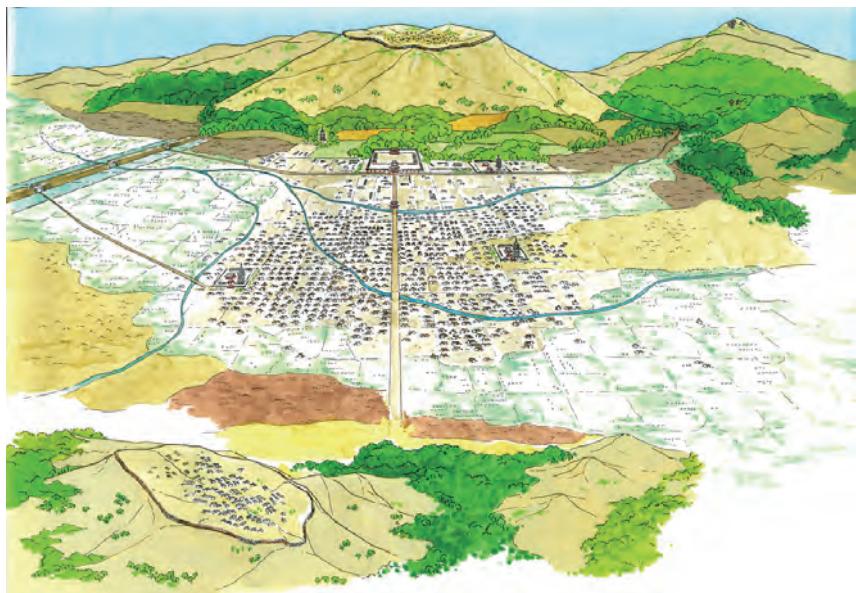
『日本書紀』によると、天智2(663)年に朝鮮半島でおこなわれた白村江の戦いに敗退したことにより、九州北部は国防の最前線として、翌天智3(664)年には水城が、天智4(665)年に大野城と基肄城が築かれ、太宰府が軍事さらには外交の拠点として位置づけられました。



図：今に見る古代大宰府の防衛網の広がり

更に、8世紀の大宝律令によって、古代最大の地方官衙である「大宰府」が名実ともに成立します。令に規定された大宰府は、九州島の北辺にあって西海道九国三島（のちに二島）を統括し、かつ外交の窓口、また辺境防備を担うことになります。政務を司る政府跡を北辺中央に配し、政府を囲むように官衙域が広がり、これらの前面には官人居住域としての大宰府条坊が南に展開しました。その繁栄ぶりは『続日本紀』神護景雲3（769）年10月条に「（大宰府は）人物殷繁、天下之一都会也」と記されていることからも分かります。

また大宰府には、九州島のみならず都から多くの官人が赴任し、都風の文化がたらされました。律令制国家が平安時代に大きく変化しますが、大宰府を中心とした政治の仕組みは中世（鎌倉・室町時代）へも変容しながら存続していたため、大宰府の官職（帥など）は任命され続けました。



図：古代大宰府イメージ

【中世】

鎌倉時代の太宰府は天野遠景や武藤資頼など幕府の鎮西支配を担う人々が居住し、古代以来の大宰府機構と関って九州支配をおこなっていました。11世紀後半に廃絶した大宰府政府は再建されず、政治的中心は大宰府から博多に次第に移っていました。鎌倉幕府は鎮西特殊合議訴訟機関（1284年）をはじめ次々と出先機関を設置し、鎮西探題（1293・1296年）の設置で決定的となりますが、依然大宰府機構は文書を発給するなど機能していました。しかし、鎌倉幕府の滅亡とともに、太宰府は南北朝による争奪戦の舞台となっていました。

一方で、中世寺院は觀世音寺や安樂寺（天満宮）ほかの古代以来の寺院に崇福寺や光明寺などの新興禪宗寺院が増加し、政治的中心が博多に移って後も、宗教都市としての性格を保ち続けました。

産業面では、大規模な鑄物工房や六座と呼ばれる商業集団が形成されるなど、活発な活動をみることができます。この六座は、芸能面でも力を持ち、毎年6月15日に觀世音寺と太宰府天満宮で能を舞っていました。その伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、今も太宰府天満宮の秋の大祭・神幸式にて奉納されています。

戦国時代末期には、四王寺山にあった岩屋城や宝満城の攻防に代表されるように、太宰府も戦乱に巻き込まれます。天正6（1578）年には天満宮安樂寺が、天正14（1586）年には崇福寺が焼失し、山麓を占めていた寺院や坊は存続できないほどの状況で、荒廃が著しかったと言われています。

【近世】

現在の太宰府市域は江戸時代には福岡藩領の御笠郡に属していました。その殆どが農村で、宰府宿と街道筋にまち並みが連なっていました。

太宰府は街道に直接つながっていませんでしたが、藩の宿に指定され、天満宮の門前付近が宰府宿となりました。宰府宿は、太宰府の東部、盆地状に広がる平地が楔状に北東方向に延びるように展開し、四方から宿に至る道が整備されました。江戸時代には「さいふまいり」と言われる天満宮参詣と遊山がセットで流行し、文人墨客をはじめ、初春の鸞替え、鬼すべ、秋の神幸祭などの四季の歳事にも多くの民衆が参集するようになります。この時代の太宰府は旧来の名所の他、「太宰府八景」などの新名所も成立し、その様子が地元絵師によって絵画などに描かれ、遊山の場所として広く知られるようになります。名物としての「梅ヶ枝餅」や「木鸞」などもこの時期に現れています。



図：近世の集落分布と街道

【近代以降】

明治政府による神仏分離は太宰府天満宮やその門前、宝満山へ大きな影響を与えました。神社の別当・社僧と呼ばれた僧侶に還俗が命じられ、神主・社人として神道に転じるよう布達されました。安樂寺天満宮は太宰府神社となり、仏教関係のものは取り扱われ、多くの仏教関係事物が周辺各地へ離散します。また社僧の多くは神社を離れることとなり、山上（三条）の原八坊に起源をもつ僧坊が解体し、さらに馬場を中心とする社家屋敷も分割されていきました。

太宰府天満宮をはじめとする太宰府の神社仏閣は、神仏分離によって多くを失うことになります。しかし「さいふまいり」「さいふ詣で」は絶えることなく続いていました。明治 35（1902）年には、御神忌一千年祭に合わせて、二日市との間に太宰府馬車鉄道が開通します。太宰府駅ができると大町の宿泊客は減少しますが、参道の旅館は土産物屋・飲食店・商店に改業し、参道は賑わいを続けます。昭和 30 年代になると県道 31 号（通称 5 号線）を皮切りに、九州自動車道の開通や国道 3 号バイパスなど新たな道路が整備され、太宰府天満宮へ車による参詣者が押し寄せ、天満宮の門前には駐車場が増加していきます。

他方、天満宮周辺の変化とは対照的に、その他の集落は、近世と変わらぬ農村集落の雰囲気を維持してきましたが、福岡都市圏の住宅都市として開発の波が押し寄せて以降、それまでの農村風景が住宅団地等の風景に一転しました。

②市町村合併の変遷

自治体としての太宰府は、明治の初めには北谷・内山・太宰府、坂本・国分・觀世音寺・水城・通古賀・片野・大佐野・向佐野・吉松の 12ヶ村でした。

明治 22（1889）年に北谷・内山・太宰府 3ヶ村が合併し太宰府村となり、坂本・国分・觀世音寺・水城・通古賀・片野・大佐野・向佐野・吉松の 9ヶ村が合併し水城村となりました。その後、明治 25（1892）年に太宰府村が町制を施行します。

昭和 30（1955）年に太宰府町と水城村が合併して太宰府町が発足、昭和 57（1982）年に市制を施行し、現在に至っています。

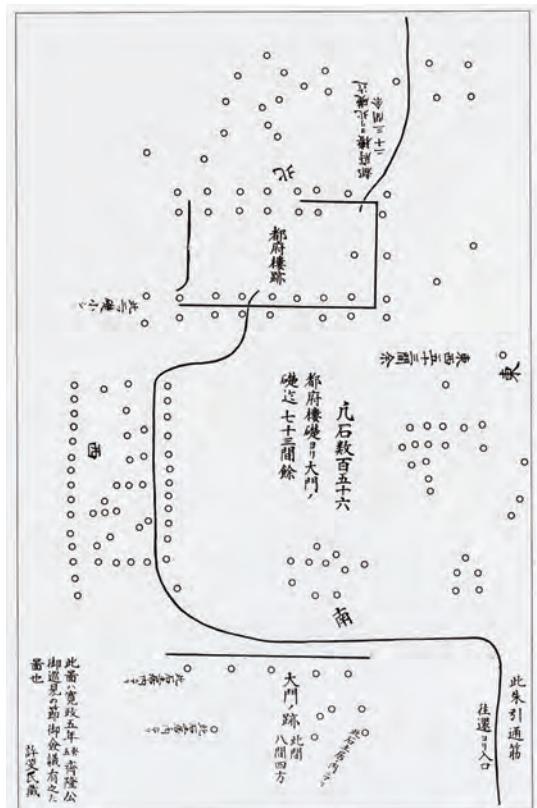
③大宰府関連遺跡の保護の変遷

都府楼（大宰府政府）跡を中心とした大宰府関連の遺跡は、太宰府の原風景を規定すると同時に、現代まで人と遺跡が共に歩んできた歴史があります。室町時代に連歌師飯尾宗祇が記した『筑紫道記』（1480年）や江戸時代に福岡藩の黒田氏が記した『寛政五（1795）年大宰府跡礎石図』や『文政三（1820）年観世音寺村之内旧跡礎現改之図』から、大宰府関連遺跡群の保護がこのころから既に行われていたことを知ることができます。地誌類にもたびたび登場し、太宰府参詣の立ち寄り所にもなり、「名所」と認識されていたようです。

明治から大正初期にかけては、政庁正殿跡をはじめ水城跡に顕彰碑が建てられ、地域の人々の大宰府関連遺跡群に対する顕彰意識が高まり、郷土史を伝える活動も活発になっていきました。

大正8（1919）年に施行された「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、大宰府関連の遺跡は政府による保護措置が講じられます。しかし、その範囲は狭く、建物礎石などがある部分だけでした。

戦後になると、昭和25（1950）年に施行された文化財保護法により引き続き保護が図られます。しかし、その一方で、昭和30年代に始まる高度経済成長と薪に変わる化石燃料の普及は都市化と山林荒廃をもたらし、農地や山林として地域の生活と共生してきた遺跡群は大規模開発にさらされるようになります。そのため昭和39（1964）年から文化財保護委員会（のち文化庁）と福岡県は、遺跡保存範囲の拡大に取り組みます。これに対する地元住民・自治体の反発は強く、役場には蓆旗が立ち、議会は紛糾、訪れた文化庁長官も住民に取囲まれ立往生するなどの事態が頻発しましたが、昭和45（1970）に史跡指定地の大規模拡張（約120ha）を果たすことができました。史跡とその周辺には近世以来の集落（4箇所）を中心に新しい居住地も形成され、新たな共存の歴史を踏み出します。現在の史跡地は、福岡都市圏にあって身近な縁と親しまれる場を提供しています。



図：大宰府跡礎石図（寛政5（1796）年・写し）



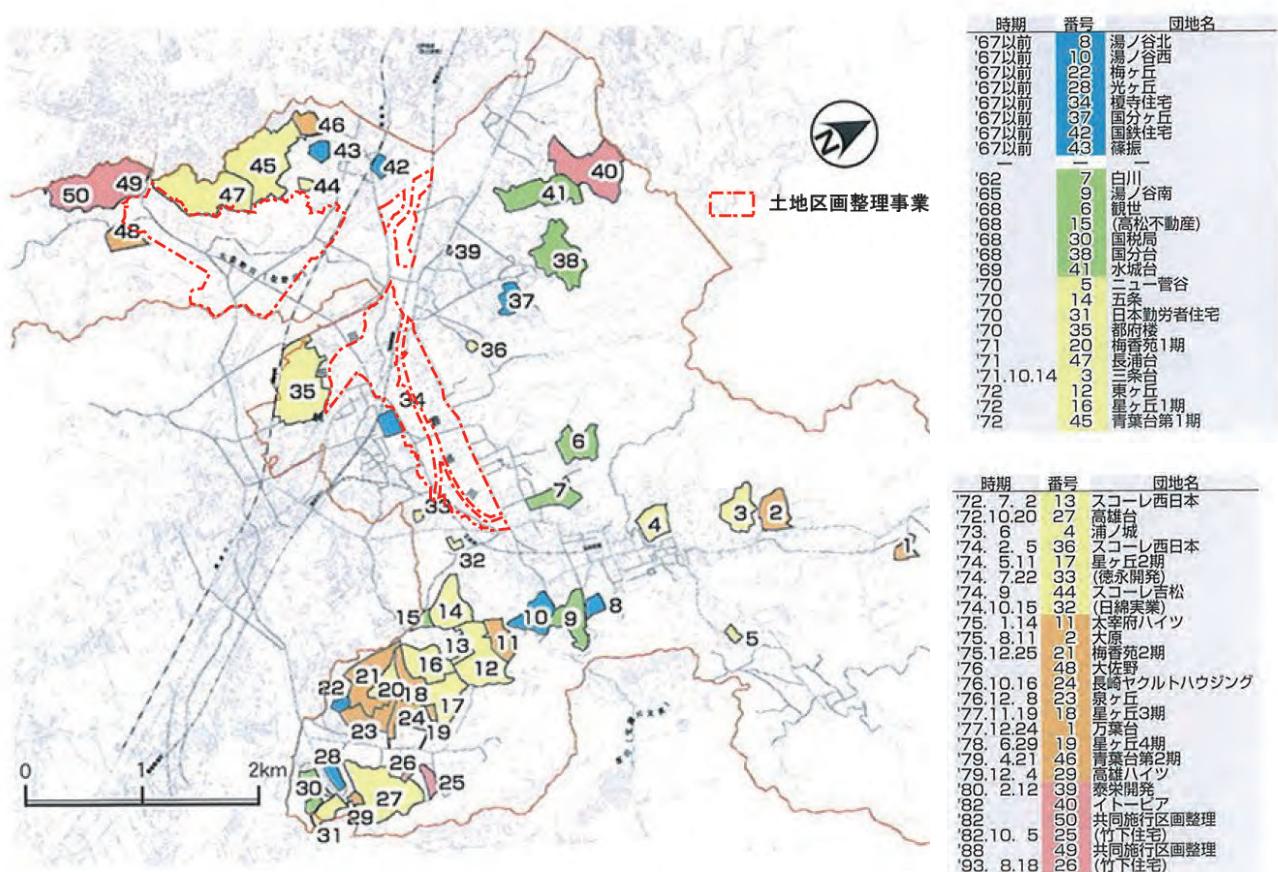
大宰府跡正殿の石碑

(3) 社会環境

本市は、歴史あるまちとして全国的に知られ、多くの観光客が訪れています。一方、福岡都市圏に位置するベットタウンであり、住宅都市としての性格も有しています。丘陵部では大規模な住宅開発も進められてきました。これらの社会環境の動向を概観します。

① 宅地開発

本市は、福岡都市圏に位置し、住宅都市として開発が進展してきました。1950年代の国分や通古賀の県営住宅や鉄道の路線駅に比較的近い平坦地の開発から始まり、その後、四王寺山麓など周辺丘陵部へ拡大しました。特に、1970年代には太宰府で初めて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号整備と合わせて南東部の高雄の丘陵地では、複数の開発が行われ丘陵のほとんどが宅地へと変化しました。1980年代からは観世地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。



出典：太宰府一人と自然の風景（一部加筆）

図：大規模宅地開発の動向

②人口

住宅開発によって、本市は昭和40年代から人口増加の一途を辿ります。人口動態は社会的増加が自然的増加を上回る傾向にあり、これは福岡都市圏からの流入が主な要因だったと考えられます。昭和60年以降になると社会的増加数は落ち着きを見せるようになり、平成に入ってからは微増傾向が続いています。

一方で、65歳以上の割合が年々増加しています。15歳未満の割合は年々低下し、少子高齢化の現象がみられます。平成22年の高齢化率は21.2%で、特に古い宅地開発地では世代更新が図られず、第一世代だけが残り高齢化率が40%に近づいているところも出てきています。今後はさらに高齢化が進行すると考えられます。

市外からの新住民の流入が進む本市ですが、旧集落を中心に古くからの地元住民も住み続けています。こうした地元住民の暮らしの中に、地元ならではの様々な歴史文化が語り継がれ、多くの伝統文化が受け継がれています。

③交通

本市は北部九州と中南部九州を連結する位置にあり鉄道、道路網が南北方向に発達しています。

道路は、高速道路は九州自動車道があり太宰府インターチェンジが置かれ、市域における路線長は3km程です。インターチェンジの1日平均出入台数は66,000台（H19、ふくおかデータウェブ有料道路利用状況）で県内でもっとも利用されるインターチェンジとなっています。国道3号（65km）と県道11路線（236km）が主要な幹線道路としての役割を担っています。

鉄道は、九州旅客鉄道（以下、JR九州／鹿児島本線都府楼南駅、1日平均乗降約1,726人）及び西日本鉄道（以下、西鉄／福岡天神大牟田線都府楼駅、太宰府線五条駅、太宰府駅、1日平均乗降約24,559人）の駅が立地しています。特に西鉄太宰府線は、沿線にある高校や大学への通学や、福岡市などへの通勤として市民の日常の移動手段となっているほか、太宰府天満宮や九州国立博物館への公共交通機関となっています。

福岡空港が市中心部から車で30分程度のところに位置していることから、国内外からの観光客がアクセスしやすい環境となっています。

市内の移動には平成10年に開始した太宰府市コミュニティバスまほろば号が運行されており、1日平均約1,176人に利用されています。

④産業

近代の太宰府は都市近郊の農村としての生業が成立するとともに、博多織などの伝統産業の工場の立地も見られました。また、太宰府天満宮門前での観光も生業となっていました。

現在の本市の就業構造は第三次産業の特化が顕著です。昭和35年には市民の約半数が市内で就業・通学していましたが、平成17年には本市の全就業者数34,722人のうち、22,958人（66.1%）が市外へ通勤・通学しています。一方で、第一次産業の占める割合は極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。

一方、本市には年間713万人（平成21年）の参詣者、観光客が訪れています。近年は、東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く見られるようになり、天満宮門前を中心に、これらの人々を対象にした観光産業が成立しています。九州国立博物館の開館によって700万人を超える観光集客を数えましたが、現在では落ち着きを取り戻しています。なお、商店の構成をみるとチェーン店が増えたなど、客層、商店構成、商品構成の多様化が進んでいます。

2 太宰府市の文化遺産

本市は、古代太宰府の存在ゆえに多くの人々に注目され、様々な視点による記録があることが特徴です。これら歴史の積層を物語る多くの文化遺産は、今も市内外を問わず多くの人々によって注視され、多様な活動とともに多くの記録が残されています。ここに、文化遺産に関心を寄せる市民意識の基盤を見ることができ、文化遺産調査ボランティアを募る土台が既にあったと言えるでしょう。

ここでは、今回実施した調査成果から、本市域にある多彩な文化遺産の今を紹介します。

（1）既往調査の再整理

歴史の積層を物語る多様な情報が市史資料室や（財）太宰府市文化スポーツ振興財団によって既に収集されていました。これらの情報も、現状認識という点で本計画策定には欠くことができない素材です。今回、その再整理を実施し、多彩な文化遺産の一端を把握することができました。

（2）文化遺産調査ボランティアの成果

（財）古都太宰府保存協会と連携し、文化遺産調査ボランティアを公募したところ、約70名の調査協力を得ることができました。

文化遺産調査ボランティアは、市内にある7つの小学校区を基本的な調査単位とし、10の調査班（国分小班、太宰府小（A・B）班、太宰府西小班、太宰府東小班、東ヶ丘班、太宰府南小班、水城小班、水城西小班、四王寺山班、御笠川班）に分けて、月に2～3回程度の調査を実施しました。

文化遺産調査ボランティアの調査によって、約900件の文化遺産に関する情報が得られ、本市の文化遺産はさまざまな姿をもっていることが改めて明らかとなりました。

既往調査の再整理ならびに文化遺産調査ボランティアの成果の一つ一つをここで紹介したいところですが、把握された文化遺産の一つ一つを限られた紙面で紹介することは困難であり、その概要だけでは紹介されたものだけが調査された文化遺産であるとの誤解を招く恐れもあります。ここでは、その成果として、多くの市民の参加があり、多彩な文化遺産が把握されたことを報告するにとどめたいと考えます。

なお、その成果については、参考資料としてその一覧を掲載しています。その内容は後述する文化遺産データベースで管理し、市民からの相談に応じて、個人情報等の取扱いを検討しつつ情報を開示したいと考えています。



文化遺産調査ボランティアの様子 ワークショップ（左）／聞き取り（中）／現地調査（右）

(3) 文化財指定を受ける文化遺産

本市には多くの文化遺産が存在しますが、その中でも学術的価値の高いものについては、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例に基づき指定等を受け、手厚い保護が図られています。

①国指定物件

国指定物件は50件です。その内訳は、建造物4件、彫刻19件、工芸7件、書跡1件、古文書2件、考古資料8件、史跡7件、天然記念物2件です。

建造物は、太宰府天満宮に「太宰府天満宮本殿」、「太宰府天満宮末社志賀社本殿」が所在しています。また、大宰府政庁の南約800mに位置する古代寺院の般若寺跡に「七重塔」があります。

史跡7件は全て古代大宰府関連の遺跡で、そのほとんどが四王寺山とその山麓一帯に集中しています。うち「大宰府跡」、「水城跡」、「大野城跡」の3件が特別史跡に指定され、「筑前国分寺跡」「観世音寺境内及び子院跡」などの国指定史跡と合わせるとその総面積(455ha)は市の面積の約15%を占めています。天然記念物は「太宰府神社のクス」(3本)と「太宰府神社のヒロハチシャノキ」が指定されています。

その他、彫刻、工芸、考古資料などの重要文化財が太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、国分寺、九州国立博物館などに収蔵されています。国宝である観世音寺の「梵鐘」や多くの木造の諸仏などをはじめ、古代から中世の文化財が多く所在しています。



観世音寺阿弥陀如来像・四天王像



七重塔

②県指定物件

県指定物件は37件です。その内訳は、建造物5件、絵画2件、彫刻2件、工芸10件、考古資料10件、有形民俗2件、無形民俗3件、記念物の史跡2件と天然記念物1件となっています。

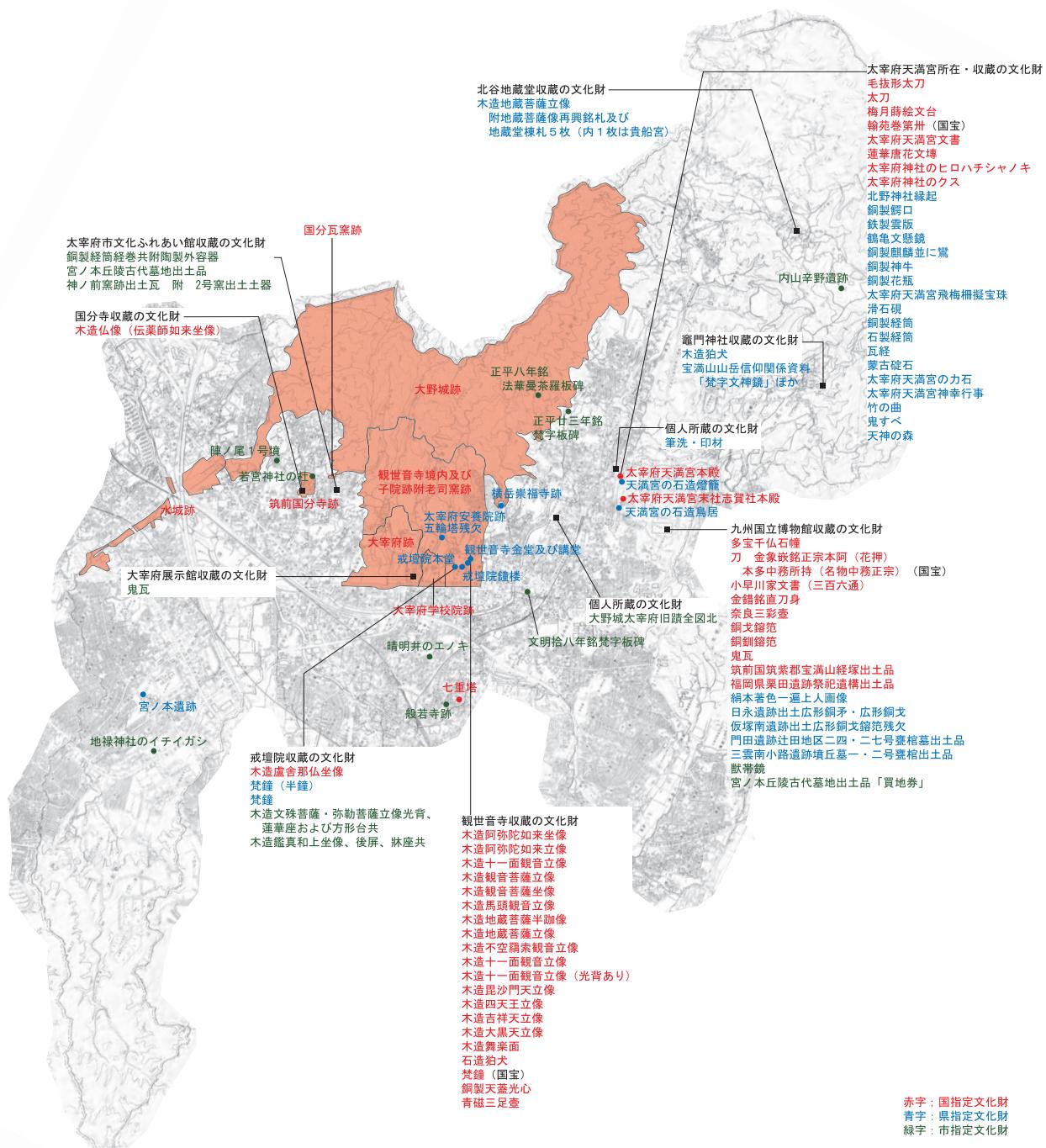
主なものを紹介すると、建造物は観世音寺と戒壇院に所在する「観世音寺金堂及び講堂」、「戒壇院本堂」、「戒壇院鐘楼」、および天満宮に所在する「天満宮の石造鳥居」と「天満宮の石造燈籠」の石造物があげられます。無形民俗は「太宰府天満宮神幸行事」「鬼すべ」「竹の曲」が指定され、有形民俗として宝満山に関わるものが総合的に「宝満山山岳信仰関係資料」として指定されています。記念物は、史跡「宮ノ本遺跡」と「横岳崇福寺跡」の2件、天然記念物「天神の森(天満宮)」です。



戒壇院本堂

③市の指定物件

市指定物件は17件です。内訳は、彫刻2件、考古資料8件、歴史資料1件、史跡3件、天然記念物3件です。史跡は、「陣ノ尾1号墳」と「内山辛野遺跡」が指定され、天然記念物として「晴明井のエノキ」、「地禄神社のイチイガシ」、「若宮神社の社」が指定されています。また江戸期における太宰府を知る上で貴重な資料として「大野城太宰府旧蹟全図北」が有形文化財として指定されています。なお、建造物や無形の文化財に関する指定はありません。



図：指定文化財の分布

3 文化遺産からみた太宰府市の特性

本市は、多彩な文化遺産に恵まれる地です。福岡都市圏に位置し高度経済成長期には市内の広い範囲で大規模な住宅地開発が行われましたが、今回の文化遺産調査によって、市内各地に文化遺産が存在し、新興住宅地であっても文化遺産として市民が捉える眺望や環境等が存在していることが明らかとなりました。

特に、文化財指定を受ける文化遺産を含め、市内各地に多彩な文化遺産が存在し、それらが個々としてだけでなく、様々な物語によって結びつき、これらが総体として、太宰府の歴史や文化を大切にしたい人々を惹きつけてやまないこそが、文化遺産からみた本市の大きな特色と言えるでしょう。

ここで、文化遺産の観点から本市の特性を以下に整理します。

◇ 多彩な文化遺産が存在

本市には意識する・しないに拘らず人々の暮らしの中に多彩な文化遺産が継承され、かつこれら文化遺産に関する記録としても多様な視点から残されています。これらをできるだけ拾い上げるとともに、市民目線による文化遺産調査ボランティアの調査成果を付加することで、多様な視点からの文化遺産約900件について、現在の情報を加え修正することができました。

古文書、絵画、行事という従来の文化財的価値感のみならず、景色、景観や自らが行ってきた市民活動（移動図書館運動）なども記録され、多彩な文化遺産が集積されました。

文化遺産調査ボランティア調査概要から特徴的な文化遺産をみていくと、お寺や神社や伝統的な祭事、四王寺山の道、信仰（祈り）、眺望点（ビューポイント）、古地名、御笠川の棚池や水路などがあがっています。他方、その範囲の殆どが新興住宅地で構成される地域からも里山的な環境、良好な眺望点、団地の桜並木、ホタルの群生地などが取りあげられています。小さな文化遺産まで見ていくと、水城跡造営に関わるひとっこ山、お潮井、旧農家の納屋、野鳥のねぐら、庚申塔、屋敷神など、語りつくせない多彩な文化遺産が調査によって把握されました。

中には、個人所蔵の文化遺産も掘り起こされるなど、これまで知られていなかった文化遺産に対する価値感の変化や、新たな発見に結びついています。



賽の神／水城



夏祭り／東ヶ丘

◇文化財指定を受ける文化遺産も身近な存在

本市には、国指定物件として位置づけられる文化遺産が50件、県指定が37件、市指定は17件、合計で104件に及びます。史跡地は市域の約15%の範囲を占めています。また、多くの人々が訪れる太宰府天満宮や観世音寺・戒壇院などには、文化財指定を受ける文化遺産が数多く集められ、その多くが人々に公開されています。歴史ある本市にあっては、学術的価値が高く文化財として認められる文化遺産も身近な存在となっています。

そのことを物語るように、文化遺産調査ボランティアによる調査成果の中でも、指定物件である太宰府跡、大野城跡、水城跡、戒壇院本堂や鐘楼などが取りあげられています。

国や県も含め文化財指定を受ける文化遺産もまた、市民にとって大切な文化遺産として捉えられていると言えるでしょう。



若宮神社の杜／国分



戒壇院の花まつり／観世音寺

◇文化遺産を受け継ぐ、語り継ぐ市民の存在

長きにわたり文化遺産を継承してきた担い手はその多くが市民です。太宰府の歴史や文化に関心が高く、先人から文化遺産を継承したり、あるいは文化遺産にまつわる様々な物語を語り継いでいます。その一方で、文化遺産を「自らの代で絶えさせてはいけない」という強い思いを抱き、担い手不足をはじめとする社会変化への苦悩と向き合っています。今回の文化遺産調査ボランティアにおいても、こうした市民の参加が大きな原動力となりました。

文化遺産調査ボランティアへの参加を通して、メンバーの中には、様々な思いが生じています。調査成果をどういう方向にいかしていくか、またそこに自分たちがどのように関わることができるか、自分たちが関わってきた調査成果を積極的に生かしていきたいという心の動きが読み取れます。

また、市民目線による調査とともに専門家による調査もきっかけとなり、文化遺産に対する市民の関心も徐々に高まりを見せ、継続への思いを熱くし、地域伝統を継承するという面から相互に良い影響が生じています。



宝満宮・八幡宮宮座／吉松

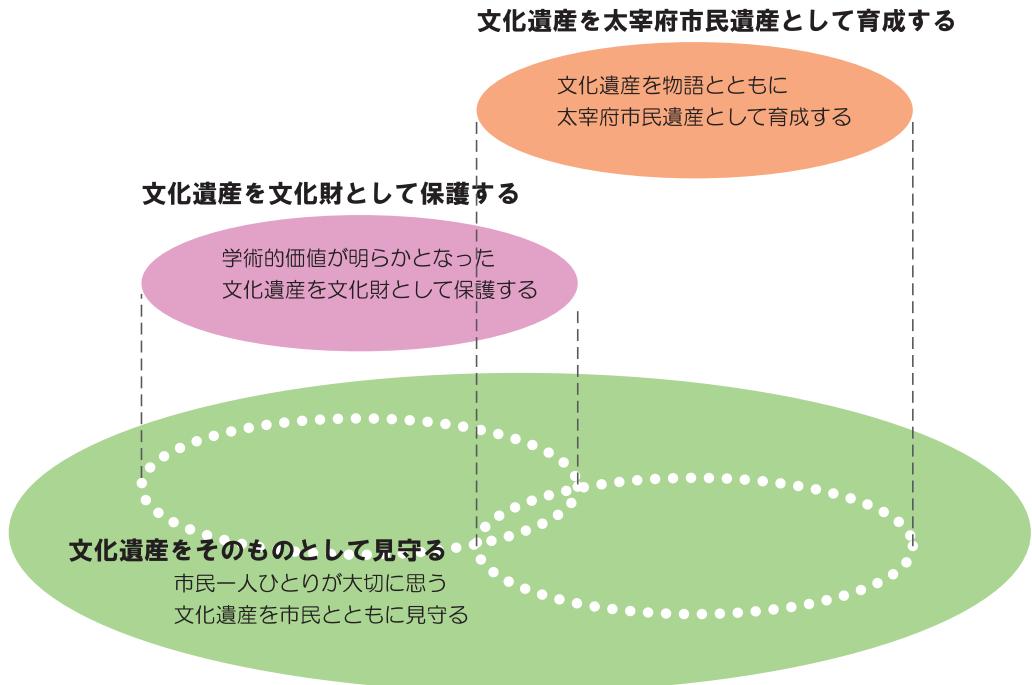


文化遺産調査ボランティア学習会

4 文化遺産を保存活用していく

「歴史・文化が暮らしの中に”生”づくまち」の実現に向けて、今後は、これまでの文化財保護の枠組みを超えて、多彩な文化遺産を、指定未指定に捉われることなく、市民等との協力のもと、その保存活用に取り組んでいきます。

文化遺産をそのものとして見守ることから、文化遺産を文化財として保護する、そして文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みの一連を、文化遺産の保存活用と位置づけ、市全体としてその推進を図ります。



(1) 文化遺産をそのものとして見守る (→ II)

これまでの調査によって多くの文化遺産が把握されました。これから継続的な調査によっては、更に多くの文化遺産が明らかとなっていくと考えます。

これら多くの文化遺産を従来のような文化財保護法に準じた堅実な保護という措置だけで守っていくことは、数的な問題、所有者の同意の問題、支援措置の問題など、様々な面から限界もあります。

しかし、だからと言ってこのまま多くの文化遺産が人知れず失われていく現状を黙認していいわけではありません。文化遺産は、個人的に大切なもののだけでなく、地域や市にとってかけがえのないものも数多く存在します。これら多くの文化遺産を等しく確実に保護していくことは難しくても、市民一人ひとりが見守ることによって後世に守り伝えていくことができる文化遺産もあると考えます。

市民生活の中に文化遺産の存在意義を高め、一人ひとりの生活の中で、文化遺産一つ一つを見守り、可能な限り多くの文化遺産を次世代へ守り伝えていくことを目指します。

(2) 文化遺産を文化財として保護する（→Ⅲ）

文化財指定を受ける文化遺産は、国や県の協力のもと、手厚い保護に取り組んできました。しかしその一方で、文化財としての価値を有する文化遺産であっても、その価値が見出される機会を得られず、未指定のまま失われてしまった文化遺産も数多く存在します。

本市は、今回、文化遺産という概念を導入し、広く多くの文化遺産を把握することができました。その中には、概観しただけでも、文化財としての価値を有し、その保護が望まれる文化遺産が含まれています。

これまでの文化財保護の実績を踏まえつつ、既指定の文化遺産に加え、未指定であっても文化財としての価値を有する文化遺産についてもその喪失の危機から救うことを目指し、手厚い保護行政の拡大と推進に取り組みます。

(3) 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する（→Ⅳ）

本市には、市内各地に様々な歴史や文化が物語として語り継がれています。文化遺産は、これら物語の証拠となる存在であり、その相互の存在と関わりが古都太宰府の風景や歴史的風致を高めています。中には全国に知られる歴史的な物語に登場する文化遺産もあり、これら文化遺産の存在が市内外を問わず多くの人々の関心を集めています。

文化遺産を太宰府市民遺産として育成すること、それは、太宰府を誇りとする人々とともに、太宰府に語り継がれる物語と受け継がれる文化遺産とを結びつけ、ともに育むことを目指す取り組みです。市民の自主性・主体性を育みつつ、その推進を図ります。



竈門神社の子ども相撲／内山（左上）

王城神社の座魚の儀式／通古賀（左下）

やんぶ（山伏）の墓／五条（上）

Ⅱ 文化遺産をそのものとして見守る

太宰府に関わる多彩な文化遺産を、市民生活に身近な存在として、市民とともに日々気にかけ、見守っていくことを目指します。市民等が自らの体験として文化遺産を拾い上げ、記録し、公開する取り組みを通して、文化遺産に対する市民の関心を高めます。これらの持続的な取り組みが、人知れず失われる文化遺産を減少させ、あるいは忘れられていた文化遺産が大事にされるようになると考えます。

1 文化遺産をそのものとして見守る方針

市民が主体的に参加する、参加したくなる取り組みを通して、まずは未だ知られていない文化遺産を拾い上げていきます。拾い上げた文化遺産は、広く市民に公開することを基本とします。こうした一連の取り組みを繰り返すことで、文化遺産に対する市民の関心を高め、市民とともに文化遺産を常に見守る持続的な取り組みとします。

(1) 未だ知られていない文化遺産を拾い上げる

文化遺産は多彩であり、限られた期間内でその全てを把握することは限界もあります。また、社会や時代の変化に応じて、その時々の人々が文化遺産と捉えるものも変わっていくことも忘れてはなりません。

本市では、今後、社会や時代背景に応じた市民志向の変化を踏まえつつ文化遺産を持続的に拾い上げていくことを狙いとし、市民調査の継続的な実施に取り組みます。調査成果は、市民等とともに、その築造年、由来、所有者などの属性データ等を調査し、デジタル化等による活用しやすい管理を目指します。

(2) 拾い上げた文化遺産を広く公開する

文化遺産に関するデータの公開は、文化遺産の盗難対策の状況や所有者の意向などにも配慮する必要があることから、公開する文化遺産情報は事前に十分な確認と検討を行います。

(3) 文化遺産を常に見守る

文化遺産を常に見守っていく取り組みをより堅実なものにしていくためには、当該文化遺産が置かれる状況などを常に市民等と市が共有することが理想的です。しかし、市民生活への負担、個人情報の問題、情報技術の検討など、解決すべき課題が数多く残されています。まずは、文化遺産情報の公開に取り組みますが、最終的には双方向での情報の共有ができる仕組みや体制づくりを検討し、その具体化を目指します。

2文化遺産をそのものとして見守る取り組み

文化遺産を見守る取り組みとして、まずは、未だ知られていない文化遺産を拾い上げる、そして拾い上げた文化遺産を広く公開する取り組みを中心に、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化に取り組みますが、その際には文化遺産を常に見守る取り組みについても検討します。

(1) 文化遺産調査活動の継続

(財) 古都大宰府保存協会と連携し、文化遺産調査ボランティアメンバーによる調査の継続に協力します。

文化遺産調査者は自らの手で拾い上げた文化遺産に関する基本情報を手書きカード等に記載し、市はそれらを資料原本として保管します。

(2) 定期的にモニタリングを行う

文化遺産の現状把握を目的としたモニタリングを定期的に行います。

調査にあたっては、お年寄りから子供たち、市内外を問わず参加を呼び掛けます。また、目的や対象などに応じて、専門家にも協力を依頼します。

(3) 文化遺産データベースの構築と追記

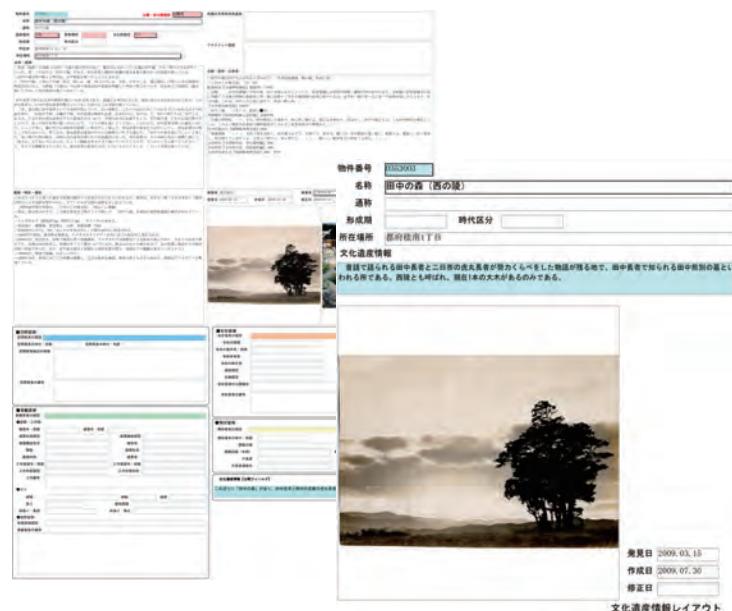
市民から得られた文化遺産情報を蓄積する文化遺産データベースを構築し、文化遺産の調査成果などを(財)古都大宰府保存協会、(財)太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し隨時追記していきます。

文化遺産データベースは、情報提供者に対する安心感を与えるとともに、公平公正に多様な情報の収集を確保するため、市が管理します。

日常管理については、情報収集の自由度を考慮し、外部機関への委託を検討します。外部機関に管理を委ねる中で、データベース活用に向けた新たな情報の収集を可能とするなど、汎用性の向上を目指します。

(4) 文化遺産情報の公開

ホームページや印刷物などを通じて、文化遺産データベースの中から、公開可能な情報を、文化遺産情報として公開します。



図：文化遺産データベースと文化遺産情報

Ⅲ 文化遺産を文化財として保護する

広く多くの人々が大切だと思う文化遺産を中心としつつ、学術的視点から価値があると判断される文化遺産を文化財として保護していく方針を設定します。そのことで、市民や関係機関等の理解と協力が得やすくなり、文化遺産を文化財として保護する取り組みを計画的に、そして円滑に進めることを可能とします。

1 文化遺産を文化財として保護する方針

文化遺産を文化財として保護する方針は、「保存活用計画」のⅡ部「文化財基本計画」の中に定めています。文化遺産を文化財として保護する取り組みとしては、同計画に基づき、堅実あるいは弾力的な文化遺産の保護の推進を図ります。

2 文化遺産を文化財として保護する取り組み

これまでの調査と計画を踏まえ、文化遺産を文化財として堅実に保護するのみならず、弾力的に保護する保護施策の充実を目指し、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化を目指します。

(1) 文化遺産に関する学術的調査の推進

市民が将来に守り伝えていきたいという気持ちから抽出された多彩な文化遺産の中には、前述したように学術的観点から保護すべきものも含まれています。抽出されてきた文化遺産について、文化財の観点から学術的調査を実施する必要があり、九州国立博物館・九州歴史資料館等と連携しつつ定期的に評価を行う仕組みや体制を整えます。

(2) 堅実な保護施策の継続

これまで取り組んできた保護行政の仕組みを基本とし、堅実な保護施策を継続します。その推進にあたっては、社会の変化に対応しつつ、文化財として保護する文化遺産が市民生活と乖離しないよう、市民意識の把握や反映に留意します。

なお、文化財として保護する文化遺産が自然的・社会的動向からやむを得ず枯死ならびに毀損・破壊される場合は、専門的な視点で記録（図・写真など）を行います。記録調査の成果は、速やかに整理作業を行ったうえで、一般公開することを基本とします。調査対象については可能な限り現状保存に努めます。

(3) 新たな保護施策の充実

堅実な保護施策の枠組みに加えて、ある程度の改変も受け入れた弾力的保護施策の創設に取り組みます。その創設にあたっては、必要に応じて、文化財保護法で示される枠組みに留まらない市独自の保護施策を検討します。

(4) 指定・登録など保護施策の推進

堅実な保護施策の継続および新たな保護施策の充実を踏まえ、学術的評価の高い文化遺産を文化財として保護していくことを目指し、指定・登録といった保護施策を展開します。

その推進にあたっては、一部の分野に偏在しない広い視野から取り組むよう留意します。

(5) 文化財保存管理計画等の策定と推進

文化財として指定・登録等を受ける文化遺産の積極的な保存管理の推進にむけては、その文化遺産ごとに保存管理計画を策定し、計画内容の具体化に取り組みます。

計画策定および計画実現の際の留意点として、

- ①特定の文化遺産に偏在することなく、計画対象に含まれる文化遺産は全て保存管理の対象と考えます。
- ②市民との協働の理念を重視し、計画対象に含まれる文化遺産をそのものとして見守る、あるいは太宰府市民遺産として育成する取り組みを促す計画とします。

(6) 公開と活用

文化財として指定・登録等を受けた文化遺産は、太宰府市文化ふれあい館、大宰府展示館をはじめ九州国立博物館、九州歴史資料館等と連携し、広く市内外への公開を行うとともに、活用に資する取り組みを行います。



平安時代の井戸【埋蔵文化財】



大宰府跡【特別史跡】



晴明井のエノキ【市指定天然記念物】

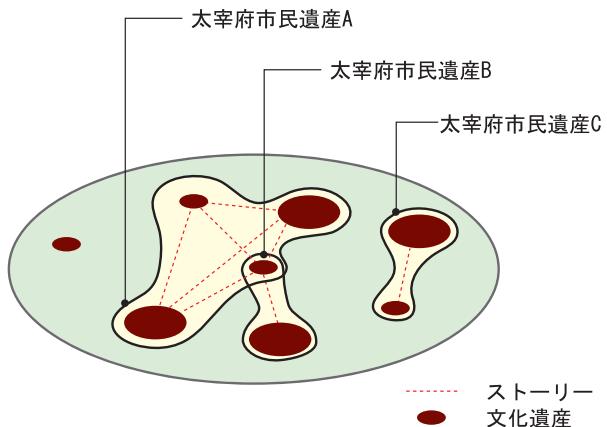


水城跡木樋の調査【特別史跡】

IV 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

「保存活用計画」のⅠ部「太宰府市民遺産によるまちづくり」において、文化遺産を物語とともに育成する協働の取り組みを包括する枠組みとして、「太宰府市民遺産」を創設し、市民・事業者・行政の協働のもと、その育成に取り組むことを提唱しました。

本計画では、「太宰府市民遺産」を「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産及び文化遺産を保存活用する育成活動を総合したもの」と改めて定義し、その具体化を図ることを目指します。

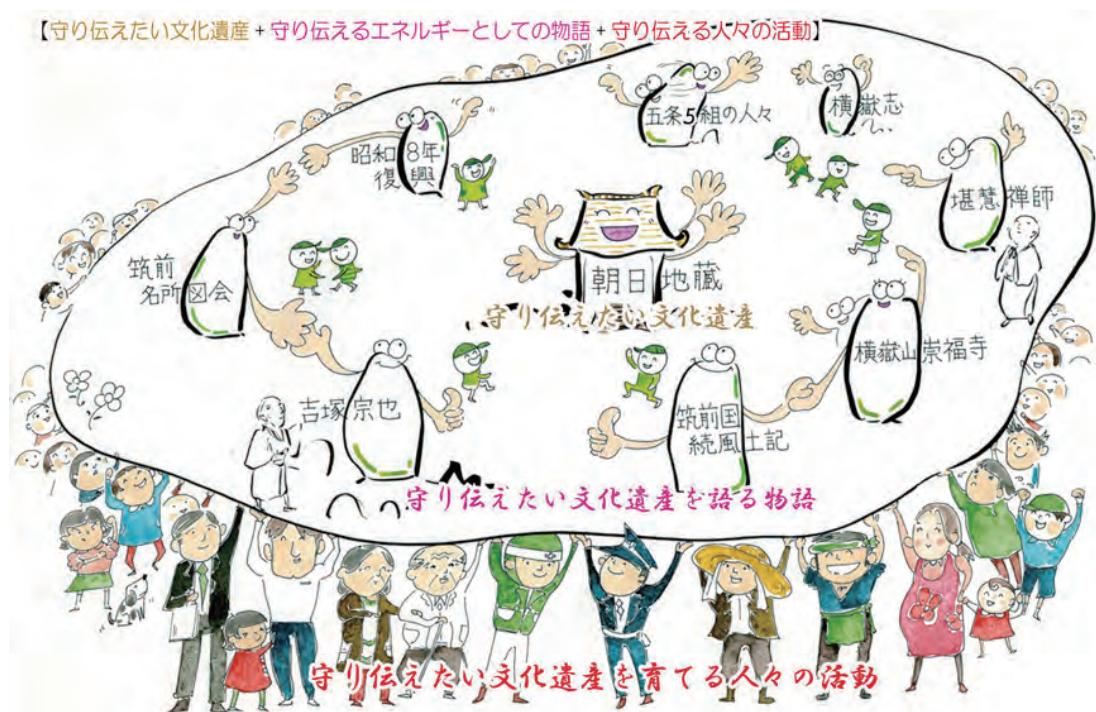


1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針

本市には、地域の行事や工芸、忘れかけられている路傍の石碑など、古いものから新しいものまで、気がつけば身近に気になる文化遺産が数多く存在します。これらは、その多くが市民の生活の中で守り、育まれてきた文化遺産です。

太宰府市民遺産とは、これらを積極的に多くの市民と共に共有し、市民みんなで次の世代に伝えていく取り組みであり、今まで残してきた地域の文化遺産をそれにまつわる物語を活力として将来に守り伝え、育てていく活動を総合したものです。

太宰府市民遺産による取り組みを通して、受け継いできた文化遺産を、語り継いできた物語とともに次世代に受け渡すために活動している・活動しようとする人々を応援します。



図：太宰府市民遺産の育成イメージ

2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みは、太宰府市独自の取り組みです。その取り組みを述べる前に、基本的な考え方を補足します。

(1) 基本的な考え方

太宰府市民遺産の育成は、太宰府市民遺産によるまちづくりに参加したいと考える主体が行うことを探しとし、持続的な取り組みであることを求めます。

ここでは、市民等と市が主体となって、太宰府市民遺産の提案から評価、持続的な育成に向けた基本的な考え方を位置づけます。

① 提案からはじめる　～自主性・主体性を重視する～

太宰府市民遺産によるまちづくりに参加したいと考える市民等に対して、景観・市民遺産育成団体の結成と認定を促し、太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議）への参加、太宰府市民遺産の提案を働きかけます。

太宰府市民遺産の提案にあたって、景観・市民遺産育成団体に対して助言・アドバイスを行います。その際には、守り伝えたい物語がわかりやすく説明されているか、物語の基礎となる文化遺産が含まれているか、文化遺産を育成する活動が記されているかを重視します。

また、景観・市民遺産育成団体からの相談に対し、必要に応じて専門的な観点から助言・アドバイスを行うため、景観・市民遺産アドバイザーを設置し、意見を求めます。

② 市民感覚による評価を重視する

市民有志が提案してきた太宰府市民遺産を市民が評価する仕組みとして、市民等と市の協働組織として景観・市民遺産会議の設置に協力します。

景観・市民遺産会議は、太宰府市民遺産の認定の他、認定後の活動実績の公表、および太宰府市民遺産の育成に関する相談などの役割を担います。会議の一員として市も参加し、その開催運営等に関して必要な協力と支援を行います。

③ 持続的に育成する

景観・市民遺産会議が認定した太宰府市民遺産について、インターネットを活用した公開をはじめ、育成活動に対する支援に取り組みます。

太宰府市民遺産を構成する文化遺産の所有者及び管理者、又は自らの活動により当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産に影響を与えようとする者（以下、「管理者等」という。）は、当該太宰府市民遺産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとします。

太宰府市民遺産の持続的な育成を図るため、市は管理者等の同意を前提とした届出制度を創設し、その導入等に関して助言・アドバイスを行います。

※【参考資料参照】　太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則（資料 41～82 頁）

(2) 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

太宰府市民遺産の育成に向けた取り組みとして、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化に取り組みます。

※【参考資料参照】 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則（資料 41～82 頁）

①景観・市民遺産育成団体の認定と支援

太宰府市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を景観・市民遺産育成団体として認定します。その際、必要に応じて景観・市民遺産審議会に意見を求める（体制図 30 頁参照）。

景観・市民遺産育成団体には、景観・市民遺産会議への参加などに関連して、必要な情報の提供や助言・アドバイスに努め、必要に応じて専門的知識を有する者の派遣などを行います。

②景観・市民遺産アドバイザーの登録

太宰府市民遺産の育成を推進するため、技術的な情報の提供及び助言を行う専門家を景観・市民遺産アドバイザーとして登録し、景観・市民遺産育成団体への助言・アドバイスに関して、必要に応じて意見を求める。

③景観・市民遺産会議の設置

景観・市民遺産会議の一員として、市はその開催、運営に協力します。

※【参考資料参照】 景観・市民遺産会議会則・作業指針（資料 83～96 頁）

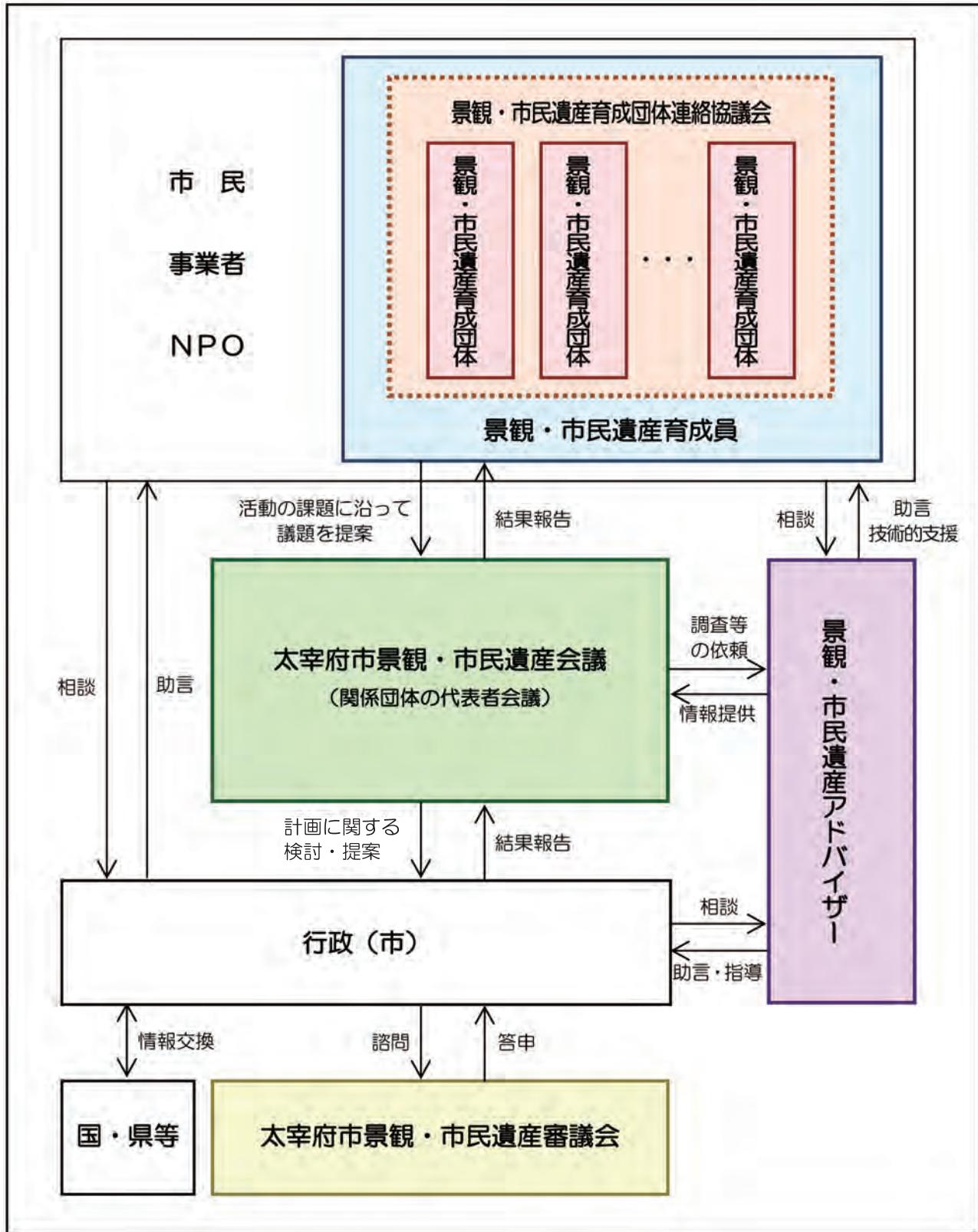
④太宰府市民遺産に対する支援と顕彰

景観・市民遺産会議が認定した太宰府市民遺産に対して、市は登録を行い、市の公式ホームページ等を活用した公開をはじめ、行政機関としてできる範囲で支援を行います。

また、太宰府市民遺産の育成に著しく貢献したと認められる景観・市民遺産育成団体に対しては、市からもその活動実績に対して表彰を行う等、その顕彰に取り組みます。

⑤太宰府市民遺産に関する届出制度

太宰府市民遺産の管理者等は、当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産の全部又は一部が滅失するおそれが生じたとき又は滅失したとき、又は損傷するおそれが生じたとき又は損傷したときは、その旨を市に届け出ることにします。また、当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市に届け出ることにします。なお、空間を構成するものの面的な範囲については、文化遺産を保護していく歴史文化保存活用区域の設定を働きかけます。



図：景観・市民遺産を推進する体制

■推進体制

- **景観・市民遺産会議**：市とは独立した組織で、市民遺産の認定や変更等に関する協議、市民遺産育成に関する協議、良好な景観形成に関する協議・調整などを行う。
- **太宰府市景観・市民遺産審議会**：市の付属機関で、景観計画の策定・変更に関する審議、良好な景観形成に関わる勧告・命令等の審議、法律に基づく指定等を審議する。

V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム

文化遺産の保存活用に向けた3つの柱である「文化遺産をそのものとして見守る」、「文化遺産を文化財として保護する」、「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」それぞれに定めた取り組みについて、実践的な具体化に向けた推進プログラムを設定します。

プログラムは、概ね10カ年を対象とし、想定される取り組みを前期・中期・後期に分けました。その内容は、取り組みの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画全体の見直しに反映します。

1 文化遺産をそのものとして見守る

市民と連携し、持続的な文化遺産の調査に取り組みます。

①文化遺産に関わる基本情報の収集

市民有志によって構成される文化遺産調査ボランティアメンバーと協力し、文化遺産調査の継続に取り組みます。また、（財）古都大宰府保存協会、（財）太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し取り組みの充実を図ります。

②文化遺産データベースの構築と入力

文化遺産データベースを構築し、構築後は、文化遺産データベースの充実に関して、（財）古都大宰府保存協会、（財）太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し、文化遺産に関する情報を記した手書きカード等のデータ化に取り組みます。

③文化遺産のモニタリング

上記の進捗を踏まえながら、3年あるいは5年の期間が過ぎた段階で、（財）古都大宰府保存協会等と連携し、市域にある文化遺産のモニタリングを実施します。モニタリングにあたっては、文化遺産調査ボランティアメンバーをはじめ広く市民の参加を呼び掛けます。

④文化遺産データベース・文化遺産情報の見直し

様々な社会情勢の変化に対応し、定期的な文化遺産データベースならびに公開情報としての文化遺産情報の見直しを行います。

2 文化遺産を文化財として保護する

必要に応じて文化財専門委員会等に意見を求めながら、以下の推進に取り組みます。

①文化遺産に関する学術的調査の推進

文化遺産データベースの中から文化財の指定・登録候補となる文化遺産を中心に学術調査を実施します。調査にあたっては、市史資料室や（財）太宰府市文化スポーツ振興財団をはじめ九州国立博物館・九州歴史資料館と連携し進めます。

②文化遺産を文化財として保護する条例の整備

文化遺産に関する学術的調査の成果を踏まえ、必要に応じて文化財保護条例等の見直しを行います。その際には、文化財保護法に準じるだけでなく、市独自の指定制度や登録制度等の創設を検討します。

③指定・登録など保護施策の推進

文化遺産を文化財として保護する取り組みの一環として、太宰府市文化財保護条例に基づき、新たな文化財の指定・登録に取り組みます。その際には、偏りのない指定・登録に配慮します。

④文化遺産ごとの保存管理計画の策定および推進

関係機関との協力のもと、既に策定している「大宰府関連史跡に関する保存管理の基本方針」、「水城跡環境整備方針」、「太宰府天満宮門前の町並みと民家の保存整備調査」の優先的な具体化に努めます。

大宰府関連史跡に関する保存管理方針については、史跡指定の追加指定と公有化に関する方針や現状変更の取扱い基準等を定めた「大宰府関連史跡に関する保存管理計画」を策定し、計画内容の実践に取り組みます。

上記の他、宝満山や太宰府天満宮の門前についても、必要に応じて、それぞれ保存管理計画の策定に取り組みます。

3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

市民提案による太宰府市民遺産の認定をまずは促進し、その取り組みの動向を見極めながら、市提案による太宰府市民遺産の育成に取り組みます。

①市民提案に基づく取り組み

太宰府市民遺産の推進にあたっては、市民提案に基づく取り組みからはじめます。市民の自主性・主体性を育みつつ、景観・市民遺産育成団体の認定、市民提案の促進に努めます。

※【参考資料参照】 市民提案の太宰府市民遺産（資料 98～115 頁）

②市の取り組み

市は、市民提案による太宰府市民遺産の認定状況を注視しつつ、以下の項目に取り組みます。

○太宰府市民遺産の取り組みの普及啓発を行います。

○太宰府市民遺産を育成する活動の連携や新たな取り組みを促進します。

○太宰府市民遺産を育成する活動を阻害しないよう留意し、景観まちづくり等との連携を図り、その支援に努めます。

○市民活動の自立性を損なわないよう十分配慮しつつ、必要に応じて市行政による市民遺産の提案も検討します。

③景観まちづくり等との連携

認定・登録された太宰府市民遺産に対して、景観計画に基づく景観育成地区、景観重要建造物・樹木の指定や、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定等を検討し、景観まちづくり等との情報共有や連携に努めます。

表 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム

	【前　期】	【中　期】	【後　期】
1 文化遺産をそのものとして見守る取り組み			
①文化遺産に関する基本情報の収集	◇市民とともに文化遺産調査を行い、自発的な調査活動を継続 (文化遺産に関する基本情報の手書きカード等への記入)		
②文化遺産データベースの構築と入力	◆システムの構築 (財)古都大宰府保存協会、(財)太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室との連携によるデータの入力		
③文化遺産のモニタリング調査		◆第3回文化遺産モニタリングの実施	
④文化遺産データベース・文化遺産情報の見直し		◆文化遺産データベースの見直し ◆文化遺産情報の見直し	
2 文化遺産を文化財として保護する取り組み			
①文化遺産に関する学術的調査の推進	◆文化遺産データベースから指定・登録すべき物件の抽出等と調査		
②文化遺産を文化財として保護する条例の整備		◆学術的調査を踏まえた検討	◆文化財保護条例の見直し
③指定・登録など保護施策の推進		◆学術的調査を踏まえた検討	◆文化財の追加指定・登録等
④文化遺産ごとの保存管理計画の策定および推進	◇大宰府関連史跡群に関する保存管理の基本方針、水城跡環境整備方針、 太宰府天満宮門前の町並みと民家の保存整備調査の推進	◆大宰府関連史跡群保存管理計画の策定	◇保存管理計画の推進
		◆宝満山保存管理計画の策定	
3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み			
①市民提案に基づく取り組み	◆景観・市民遺産育成団体の認定		
②市の取り組み		◆太宰府市民遺産を育成する活動との連携	
③景観まちづくり等との連携		◆関連行政施策と連携を図り、太宰府市民遺産を育成する活動の支援	
		◇景観地区、景観重要建造物・樹木、歴史的風致形成建造物の指定等	

■参考資料

- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯
- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成
- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の規則
- 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式
- 景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式
- 景観・市民遺産育成団体【平成23年2月28日現在認定団体】
- 市民提案の市民遺産【第1回景観・市民遺産認定会議認定の市民遺産】
 - ・太宰府の木うそ
 - ・八朔の千燈明
 - ・かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
 - ・芸術家 富永朝堂
- 文化遺産情報【抜粋】

■太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯

平成21年 2月3日	第1回 策定委員会	●文化財保存活用計画の説明 ●太宰府市民遺産活用推進計画の説明
平成21年 9月1日	第2回 策定委員会	●文化遺産調査状況報告(速報) ●文化遺産の調査項目および整理方法の検討 ●今後の取り組みについて方向性の確認
平成21年 12月2日	第3回 策定委員会	●文化遺産データベースの作成と公開に関する検討 ●市民遺産の認定に関する検討
平成22年 3月8日	第4回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画の骨子の検討(1) ●歴史文化保存活用区域に関する考え方の検討
平成22年 8月11日	第5回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画の骨子の検討(2) ●太宰府市景観・市民遺産会議の検討
平成23年 2月2日	第6回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画(案)の検討

■文化財部局実務者検討会

平成22年 9月30日	第1回 検討会	●用語規定の検討 ●太宰府市の文化財保護の取り組みについて検討 ●文化遺産からはじまる保護方針の検討 ●「文化遺産をそのものとして見守る」についての検討
平成22年 10月29日	第2回 検討会	●「文化遺産を文化財として保護する」についての検討 ●「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」についての検討 ●太宰府市民遺産提案方法についての検討
平成22年 11月25日	第3回 検討会	●太宰府市民遺産活用推進計画内容についての検討(1)
平成22年 12月27日	第4回 検討会	●太宰府市民遺産活用推進計画内容についての検討(2)

■太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成

委員

◎西谷 正	九州歴史資料館 館長	
○森 弘子	福岡県文化財保護審議会専門委員	
赤司善彦	九州国立博物館 学芸部展示課長	識見を有する者
西山徳明	北海道大学大学院 教授	
宮本雅明	NPO法人都市・建築遺産保存支援機構 理事長(～平成22年9月)	
芦刈 茂	水城・御笠川を愛する会	
上田節子	九州国立博物館を愛する会	市民
古川謙太郎	太宰府市商工会青年部	
山本温子	NPO法人歩かんね太宰府実行委員	
伊崎俊秋	福岡県教育庁文化財保護課副課長	
小川博之	福岡県建築都市部都市計画課課長	関係機関
塩川正一	福岡県企画・地域振興部広域地域振興課地域企画監	
新納照文	太宰府市建設経済部 部長(～平成22年3月)	
齋藤廣之	太宰府市建設経済部 部長(平成22年4月～)	太宰府市
山田純裕	太宰府市教育 部長	

◎:委員長 ○:副委員長

太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会規則

平成 20 年 12 月 19 日

教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市民遺産活用推進計画の策定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(平 21 教委規則 4・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号の委員は、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員長が委員会の委員から選任する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に小委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式 (様式は、太宰府市民遺産に関するもののみ抜粋)

前文

私たちの太宰府市は、福岡平野の南端に位置し、宝満山や四王寺山などの山々とそれらに囲まれた御笠川が貫流する小平野からなる豊かな自然環境に抱かれた地である。そこでは古来より大陸文化の窓口となり多くの歴史環境が形づくられてきた。これらの自然環境、歴史環境は人々の生活が幾重にも積み重ねられることで、太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえのない財産となっている。

私たちは、これらの郷土の風景をいつくしみ、受け継ぐとともに、創造していくことが、自然と歴史と暮らしが調和した、魅力と活力のある住みやすいまち、百年後も誇りに思えるまちになると信じる。

そのために市民一人ひとりが主体となり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図り、市民、事業者及び市がそれぞれの立場や役割を理解し、連携、協働することを決意し、愛情と誇りあふれるまちの継承と創造を行うため、この条例を制定する。

【要旨】

本条例の基本理念を表すものです。

【解説】

本市の歴史的、地理的な成り立ちと自然環境への理解を深めるとともに「太宰府市景観まちづくり計画」で示した本市の景観形成の方針についてまとめたものです。

第一章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、太宰府市における良好な景観の形成及び太宰府市民遺産（以下「市民遺産」という。）の育成に関する基本的な事項、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定の指針及び同法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とする。

【要旨】

本条は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の目的について定める規定です。

【解説】

この条例において、本市の良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する基本的な事項や景観法に基づく景観計画を策定するための指針及び景観法を施行するうえで必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観と

市民遺産の育成を図りながら、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 市民の共有財産である自然環境と歴史環境を保全育成することにより、太宰府の魅力ある景観を守り、創り、育み、生かすことをいう。
 - (2) 文化遺産 市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事又は市民遺産の基礎となる事物をいう。
 - (3) 市民遺産 市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産（文化遺産群を含むものとする。以下同じ。）及び文化遺産を保存活用する活動を総合したものをいう。
 - (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - (5) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
 - (6) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
 - (7) 路外駐車場 不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するものをいう。
 - (8) 緑化率 既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【要旨】

本条は、本条例で使用する用語の定義について定める規定です。

【解説】

良好な景観の形成、太宰府市民遺産及び文化遺産の定義は、「景観まちづくり計画」及び「景観計画」並びに「太宰府市民遺産活用推進計画」に基づく本市固有の考え方によるものです。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わ

ないよう努めなければならない。

- 4 市民は、市と協力して良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。
- 4 事業者のうち、建築行為等の設計若しくは施工を業として行う者又は土地若しくは建築物等の販売若しくは賃貸を業として行う者は、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、良好な景観の形成の推進及び市民遺産の育成を図るための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、その管理に属する公共施設の整備又は改善を行う場合には、良好な景観の形成及び市民遺産の育成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 市は、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。
- 5 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に係わる施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

【要旨】

これらの条は、市民、事業者、市の責務について定める規定です。

【解説】

景観や市民遺産を構成するものは、多種多様であり、良好な景観の形成及び市民遺産の育成を図るために行政だけではなく、様々な主体が参画する必要があります。そのため、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場で、良好な景観の形成と市民遺産の育成のために必要な責務を果たすよ

う、それぞれの主体ごとに規定するものです。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設置した団体に対し、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策について協力を要請するものとする。

【要旨】

本条は、国又は他の自治体等に景観まちづくりに関する施策について、協力を要請する規定です。

【解説】

景観は市域を越えて形成されなければならないことから、本市のみで景観まちづくりを進めても不十分です。

古代の太宰府は水城、大野城、基肄城などを一体として形成された羅城とも言われていることから、その広域的なまちづくりの発想を受け継ぎ、国や周辺自治体との連携による広域的な景観まちづくりが必要です。

そのためには、国や周辺自治体に対し、本市の景観まちづくりの施策への理解を求め、協力を要請していかなければなりません。

第2章 良好的な景観の形成

第1節 景観まちづくり計画及び景観計画

(景観まちづくり計画)

第7条 市長は、市民、事業者及び市の協働により景観施策を総合的かつ計画的に実施するための基本となる景観まちづくり計画を策定するものとする。

2 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）第2条別表に規定する太宰府市景観・市民遺産審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更したときは、これを告示するものとする。

【要旨】

本条は、「景観まちづくり計画」の策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

- 1 本市の景観施策を市民、事業者及び市との協働により景観施策を総合的かつ計画的に進めるため、「景観まちづくり計画」を策定します。
- 2 「景観まちづくり計画」を策定又は変更しようとするときは、あらか

じめ、公聴会の開催、説明会の実施等、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるとともに景観・市民遺産審議会の意見を聴かなければなりません。

3 「景観まちづくり計画」を策定又は変更したときは、告示しなければなりません。

(景観計画)

第8条 市長は、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画は、景観まちづくり計画に即して定めなければならない。

3 市長は、地域の特性を生かした景観の形成を推進するため、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）を市の全域とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

- (1) 山並み共生区域
- (2) 遺跡共生区域
- (3) 丘陵住宅区域
- (4) 賑わい区域
- (5) 平坦市街地区域

4 市長は、景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区（以下「景観育成地区」という。）とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

- (1) 人と遺跡の共存史地区
- (2) 天満宮と宰府宿地区

5 市長は、第3項各号の区域、前項各号の地区及び景観保全上必要な眺望点その他（以下「区域等」という。）について、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を当該区域等ごとに定めることができる。

【要旨】

本条は、「景観計画」の策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

- 1 景観法第8条第1項に規定する「景観計画」を策定します。
- 2 「景観計画」は「景観まちづくり計画」の景観形成の方針に即しなければなりません。
- 3 本市全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画区域」とし、その地域の特性に応じ、次の5つの区域に区分します。

①山並み共生区域

この区域は、北谷、内山などの美しい農村集落が守られていますが、同時に工場や資材置き場、土取り場などの生産活動により緑が失われている箇所も見られます。したがって、この区域では農業や工業などの生

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

それぞれの歴史と伝統を尊重した景観形成を目指します。

また、この地区の特性に応じここを4つのゾーンに区分して景観形成を進めます。(※景観計画参照)

- ・政庁通りゾーン
- ・参道ゾーン
- ・旧道。小鳥居小路ゾーン
- ・天満宮・門前ゾーン

5 景観計画区域の5つの区域と景観育成地区の2つの地区については、景観法に基づく良好な景観の形成に関する方針と景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めることができます。

また、市全域の景観をつなぐ眺望点などの要素についても景観法に基づく良好な景観の形成に関する方針を定めることができます。

(景観計画の変更)

第9条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【要旨】

本条は、景観計画の変更の手続きについて定める規定です。

【解説】

景観計画を変更しようとする場合、景観法第9条第8項の規定に基づき次の手続きを行います。

- ① 公聴会の開催、説明会の実施等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じます。(景観法第9条第1項)
- ② 景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容は、都市計画の内容にも関係し、かつ、景観計画には土地利用等に関する制限等を定めることとなることから、都市計画区域又は準都市計画区域に係る内容について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければなりません。(景観法第9条第2項)
- ③ 景観重要公共施設の整備等は、景観計画に定められた整備に関する事項等に即して行われなければならないため、この事項を変更しようとするときは、実効性を高める観点から、あらかじめ、景観重要公共施設の管理者に協議して、その同意を得なければなりません。(景観法第9条第4項)
- ④ 自然公園法の特別地域等における行為の許可基準を定める場合、または変更する場合は、自然公園等の管理者に協議して、その同意を得なければなりません。(景観法第9条第5項)(※本市は現在、該当ありません。)

⑤ 景観計画は、その区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるとともに、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるものであり、土地利用等に関して住民等に義務を課し、権利を制限することとなることから、景観計画を変更した際には、その内容を広く住民等に知ってもらう必要があります。そのため、景観計画を変更したときは、その旨を告示するとともに、公衆の縦覧に供しなければなりません。(景観法第9条第6項)

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第10条 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書きの規定により条例で定める規模は、法第81条第1項に規定する景観協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

【要旨】

本条は、住民やNPO法人等による景観計画の策定又は変更の提案のための区域の規模(面積)を定める規定です。

【解説】

近年、行政のみならず、住民やNPO法人等が良好な景観の形成に関する取組みを行うようになっており、このような住民等の取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、景観行政団体に対して景観計画の策定又は変更を提案することができることとしています。

景観計画を提案する場合は、景観法に景観計画区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上の区域が必要と定めています。(景観法第11条第1項)

景観法施行令第7条には、0.5ヘクタール以上と規定していますが、本市は同条のただし書きの規定に基づき、景観協定の目的となる土地の区域に限り緩和を図り、0.1ヘクタール以上とするものです。

「景観協定」とは

景観は多種多様な要素から構成されており、例えば、建築物又は工作物の形態や材質等のハード的な内容から、建築物等の色彩、敷地の植栽、路上施設やショーウィンドーの管理、空地の整備等、ソフト的な内容まで広く含んでいます。

そのため、良好な景観の形成のためには、法の一般的な基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取決めを行うことが必要かつ有効なものとなります。

これまで、景観の重要な要素である建築物や緑については、地域住民の取組みに法的な効力を与える協定として、建築基準法による建築協定や都市緑地法による緑地協定が位置付けられていました。

しかしながら、これらの協定では、工作物に関する事項や屋外広告物に関する事項等を定めることができず、良好な景観を形成するための協定としては不十分でした。

そのため、景観に関する多様な要素について、建築協定や緑地協定で定めることができる事項も含めて、幅広く対象とすることができるよう、新たな協定として景観協定を定めることとしています。

(景観計画の提案団体)

第 11 条 法第 11 条第 2 項で定める団体は、景観・市民遺産育成団体（第 33 条に規定する「景観・市民遺産育成団体」をいう。第 29 条第 1 項及び第 2 項、第 32 条第 2 項並びに第 35 条第 2 項において同じ。）とする。

【要旨】

本条は、景観計画の策定又は変更の提案を行うことができる N P O 法人や民法上の法人とこれに準じる団体として「景観・市民遺産育成団体」を指定するという規定です。

【解説】

景観計画は、景観計画区域内において土地利用制限を課し、土地の所有権又は借地権者の財産権を制約するものであるため、基本的には、提案の主体は、土地所有者等としています（景観法第 11 条第 1 項）。

ただし、まちづくりの推進を図る目的として設立された特定非営利活動法人（まちづくり N P O）やまちづくり協議会（本条で規定する「景観・市民遺産育成団体」）等については、提案に係る土地の区域に土地所有権等を持たない場合が多いと考えられるものの、これらの団体が有している良好な景観の形成に関する知識・経験や、住民の意見を行政に反映させるための活動を評価し、景観計画の提案の主体として位置づけるものです。

第 2 節 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第 12 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画との適合を図らなければならない。

【要旨】

本条は、景観計画区域内において行う景観法第 16 条第 1 項各号に掲げられた行為に対する景観計画の遵守義務を定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において行われる良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為については、景観計画に定められている良好な景観の形成に関する方針と良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対して適合を図らなければならないこととされています。

(届出対象行為等)

- 第 13 条 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。
- 2 景観計画区域内において法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。
- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 屋外における物件の堆積
- 3 景観育成地区内においては、前項に規定するもののほか、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）を届出対象行為とする。

【要旨】

本条は、景観計画区域内における行為の届出について定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において、次の行為をする場合は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等について、市長に届け出なければなりません。

また、届出に係る事項を変更しようとするときも、あらかじめ市長に届け出なければなりません。（ただし、通常の管理行為や軽易な行為は除きます。）

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑤屋外における物件の堆積
- ⑥特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して屋外の建築物などの外観に対して行う照明）

(路外駐車場に関する行為の届出)

- 第 14 条 景観計画区域内において、次の各号に掲げる路外駐車場の新設、増設又は改修をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上のもの
- (2) 景観育成地区のうち天満宮と宰府宿地区にあっては、自動車の駐車の用に供する部分の面積が 300 平方メートル以上のもの

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

った場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合し、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、規則で定めるところにより、届出があった日から30日以内にその旨を当該届出をした者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から当該届出にかかる行為に着手することができる。

【要旨】

本条は、本条例に基づく行為の届出が景観計画に適合した場合の通知等について定めた規定です。

【解説】

景観計画区域内における行為の届出について、その届出行為が景観計画に定められた行為の制限等に適合し、または良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、届出日から30日以内に届出者に適合する旨を通知しなければなりません。

また、適合通知を受けた場合は、景観法18条第1項に規定する行為の着手制限（景観行政団体が届出書を受理した日から30日を経過した後でなければ行為に着手できない）にかかわらず行為に着手することができます。

（助言又は指導）

第18条 市長は、第13条第1項又は第14条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に照らし必要があると認めたときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（勧告）

第19条 市長は、法第16条第3項の規定によるほか、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認めたときは、その届出をした者に対し、規則に定めるところにより勧告をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告をする場合において、必要があると認めたときは、当該勧告に係る行為に関し、その形態又は色彩その他の意匠等が良好な景観の形成に与える影響について審議会の意見を聞くものとする。

（勧告に従わなかった旨の公表）

第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

【要旨】

これらの条は、景観計画区域内における行為の届出に対する助言、指導、

勧告及び公表について定める規定です。

【解説】

- 1 景観計画区域内における行為の届出が、景観計画に定められている景観形成の方針及び行為の制限に関する事項に照らし必要がある場合には、景観形成を図るために必要な措置を講ずるよう、助言又は指導を行います。
- 2 景観計画区域内における行為の届出が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認めたときは、その届出者に対し、その行為に関し設計変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することとなります。
また、必要がある場合は、景観・市民遺産審議会の審議を経ることとなります。
- 3 行為の届出に対し勧告を行ったにもかかわらず、これに従わなかった場合には、その旨を告示又は市広報や市ホームページにおいて公表することとなります。

(行為者の変更)

第 21 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者について、住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更が生じたときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の中止)

第 22 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の完了)

第 23 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

【要旨】

これらの条は、景観計画区域内における行為の届出後に行行為者の変更、行為の中止又は行為が完了した場合の届出の義務を定める規定です。

【解説】

- 1 本条例に基づき行為の届出をした者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更が生じた場合は、すみやかに届け出なければなりません。
- 2 本条例に基づき行為の届出をした行為を中止した場合は、その旨をす

みやかに届け出なければなりません。

3 本条例に基づき行為の届出をした行為が完了した場合は、その旨をす
みやかに届け出なければなりません。

(緑化率)

第 24 条 第 13 条第 1 項の規定により届出を要する行為のうち、建築物の新築、増築及び移転については、緑化率が、別表第 2 左欄に掲げる景観計画区域及び土地利用区分に応じ、同表右欄に掲げる率以上でなければならぬ。

【要旨】

本条は、本条例の届出を要する行為のうち建築物の新築、増築及び移転における緑化義務を定める規定です。

【解説】

景観計画の基本方針で示した「太宰府固有の緑を修復、保全、創出する」という観点から、景観計画区域における行為の届出を要するもののうち建築物の新築、増築及び移転については、景観計画区域及び都市計画法に基づく土地利用区分ごとに別表第 2 の緑化基準に基づく緑化率を設け、その緑化率の確保を義務づけます。

第 3 節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定)

第 25 条 市長は、法第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、当該景観重要建造物等の所有者又は管理者に通知し、規則で定める事項を告示するとともに、標識を設置するものとする。

【要旨】

本条は、景観計画区域内における景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において、外観の優れた建造物や樹木がある場合には、このような建造物や樹木が除去されたり、外観が変更されることにより、その地域全体の良好な景観が大きく損なわれるおそれがあります。

そのため、このような建造物や樹木の外観を保全するため、景観計画に定められた景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に即し、指定することができます。

景観重要建造物及び景観重要樹木に指定した場合は、所有者又は管理者

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

(管理方法の基準)

- ①滅失を防ぐための防災上の措置
- ②定期点検
- ③樹容保全のための剪定や枯死等を防ぐための病害虫の駆除等

(指定の解除)

第 27 条 市長は、法第 27 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項の規定により景観重要建造物等を解除しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

【要旨】

本条は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の公益上の理由等による解除について定める規定です。

【解説】

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を公益上の理由等特別な理由があるときは、その指定を解除することができます。

例えば、公益上の理由により景観重要建造物を移転させたり、景観重要樹木を移植させる必要がある場合に、指定を解除して移転又は移植させ、その後、再度指定することも考えられます。

ただし、指定を解除する場合には、あらかじめ景観・市民遺産審議会の意見を聽かなければなりません。

第 3 章 市民遺産の育成

(太宰府市民遺産活用推進計画)

第 28 条 市長は、市民遺産の計画的な認定、保存及び育成の推進のため、太宰府市民遺産活用推進計画を策定するものとする。

2 太宰府市民遺産活用推進計画の策定及び変更については、審議会の意見を聞くものとする。

【要旨】

本条は、「太宰府市民遺産活用推進計画」の策定の目的、策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

本条例は、本市の良好な景観の形成とともに市民遺産の育成の推進を図ることを基本理念としています。

太宰府市民遺産活用推進計画は、平成 17 年度に策定した「文化財保存活用計画」で提案した市民遺産の考え方について、その認定の方法、市民活動への助言、市民遺産を構成する多種多様な文化遺産の把握と管理の方法などについて詳述する計画です。

なお、この計画の策定及び変更を行う場合には、景観・市民遺産審議会

の意見を聽かなければなりません。

(市民遺産の提案)

第 29 条 景観・市民遺産育成団体は、景観・市民遺産会議（第 32 条に規定する「景観・市民遺産会議」をいう。第 30 条第 1 項、第 31 条第 4 項及び第 35 条第 1 項において同じ。）に対し、市民遺産を提案することができる。

2 景観・市民遺産育成団体は、前項の規定による提案を行うとき、当該市民遺産に係わる所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下この項において「所有者等」という。）の同意を得るものとする。ただし、当該市民遺産の性質上同意を得ることが不適当な場合又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

【要旨】

本条は、市民遺産の提案について定める規定です。

【解説】

市民遺産は、文化遺産にかかわる活動も含めたものであるので、個人での提案はその活動が広がらず、継続しない可能性が生じることが考えられます。したがって、団体での提案が相応しいと考えられます。

また、後述される市民遺産の育成のための景観・市民遺産会議への参加や技術的及び財政的支援を受けるということから、認定された景観・市民遺産育成団体を提案者に限定することとしています。

なお、太宰府市民遺産を提案する場合は、その市民遺産の所有者等に同意を得なければなりません。ただし、その性質上同意を得ることが不適当な場合や所有者等が不明な場合は、この同意は不要です。

(市民遺産の登録)

第 30 条 市長は、景観・市民遺産会議が認定した市民遺産について登録を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により登録された市民遺産を規則で定めるところにより、公表することができる。

【要旨】

本条は、景観・市民遺産会議により認定された市民遺産の登録について定める規定です。

【解説】

景観・市民遺産会議が認定した市民遺産を市民遺産台帳に記載し登録することができます。

また、登録された市民遺産は、市ホームページや市が指定する場所において縦覧することにより公表され、景観計画区域内における良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に影響を及ぼす行為をする者（建築物等の設計者、工事施工者等）に対し、市民遺産を構成する文化遺産を把握する

資料として提供します。

(保存等)

- 第 31 条 前条第 1 項の規定により登録された市民遺産を構成する文化遺産の所有者及び管理者並びに自らの活動により当該市民遺産を構成する文化遺産に影響を与えようとする者（以下この条において「管理者等」という。）は、当該市民遺産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。
- 2 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の全部又は一部が滅失するおそれが生じたとき若しくは滅失したとき又は損傷するおそれが生じたとき若しくは損傷したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。
- 3 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。ただし、規則で定める軽微な変更又は非常災害のために必要な応急措置として行う変更は、この限りでない。
- 4 市長は、前 2 項の規定による届出がなされたときは、景観・市民遺産会議に対し、管理者等の出席による会議の開催を求めることができる。

【要旨】

本条は、市民遺産を構成する文化遺産の管理又は現状変更等について定める規定です。

【解説】

- 1 文化遺産の管理者や工事施工等により文化遺産に影響を与えようとする者は、市民遺産の価値を考慮し、その維持及び管理に努めなければなりません。
- 2 文化遺産が滅失や損傷するおそれが生じたとき、又は滅失や損傷したときは、その旨を届け出なければなりません。
- 3 文化遺産の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければなりません。ただし、軽微なものや非常災害のための応急措置として行う場合は除かれます。
- 4 文化遺産の滅失や損傷の届出及び現状変更の届出を提出された場合には、その文化遺産の価値を共有し、今後の育成につなげていくという観点から、景観・市民遺産会議に対し、その当事者を含めた会議の開催を求ることができます。

第 4 章 推進体制

(景観・市民遺産会議)

- 第 32 条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、市

民、事業者及び市の協働組織として景観・市民遺産会議（以下この条において「会議」という。）を置くことができる。

2 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民遺産の認定及び認定解除に関すること。
- (2) 良好的な景観の形成又は市民遺産の育成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 第30条第1項の規定により登録された市民遺産に関して、関係者を含めた協議を行うこと。
- (4) 良好的な景観の形成又は市民遺産の育成に関する調査研究を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び市民遺産の保存と育成の推進のために必要な業務を行うこと。

3 会議は、次に掲げる者を構成員に含み組織するものとする。

- (1) 景観・市民遺産育成団体を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 市

4 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

【要旨】

本条は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のための協働組織である景観・市民遺産会議に関する事項について定める規定です。

【解説】

1 景観や市民遺産を構成する要素は、多種多様であり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図るためには、市だけではなく、様々な主体が参画する仕組みが必要です。このような趣旨から、多数の主体の参加が可能であり、かつ、幅広い内容について協議することができる組織として協議会の仕組みを創設します。

2 景観・市民遺産会議の所掌事務は、次のとおりです。

- ①市民遺産の認定及び認定解除
- ②有識者の派遣、情報の提供、相談その他の援助
- ③市民遺産に関する関係者協議
- ④良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する調査研究
- ⑤その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に必要な業務

3 景観・市民遺産会議には、少なくとも次の者を構成員に含め組織しなければなりません。

- ①景観・市民遺産育成団体の代表者

②関係団体等の代表者

③市（景観行政団体）

4 会議において協議が整った事項については、会議の構成員はその結果を尊重しなければなりません。

5 会議の運営事項は会則等で定めます。

（景観・市民遺産育成団体）

第33条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を規則で定めるところにより、景観・市民遺産育成団体として認定することができる。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体を認定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くことができる。

3 市長は、景観・市民遺産育成団体から取消しの申出があったとき又は景観・市民遺産育成団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

【要旨】

本条は、景観・市民遺産育成団体の認定について定める規定です。

【解説】

景観まちづくりに関わるNPOや市民団体並びに市民遺産を育成している市民団体などは、その団体等からの申請により、景観・市民遺産育成団体として認定されることとなります。

なお、その団体の活動等が「景観まちづくり計画」の趣旨に合致しているかどうかを判断するため、景観・市民遺産審議会の意見を聞くことができます。

また、その景観・市民遺産育成団体から認定取消の申出があった場合やその団体の活動が「景観まちづくり計画」の趣旨に反すると判断した場合には、認定を取り消すことができます。

（景観・市民遺産アドバイザーの登録）

第34条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、技術的及び専門的な情報の提供及び助言を行う者を景観・市民遺産アドバイザーとして置くことができる。

【要旨】

本条は、景観・市民遺産アドバイザーの登録について定める規定です。

【解説】

市民遺産の育成に関する取り組み、景観法に基づくルールづくりなど市民、事業者、NPOなどの自主的な取り組みの様々な段階において、各分野の専門家による支援が受けられる制度として、景観・市民遺産アドバイザーを設置します。

また、これは市の景観整備事業や市民遺産の価値等について意見を述べる専門家としても位置づけます。

第5章 支援及び表彰

(支援等)

第35条 市長は、景観・市民遺産会議の運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で支援するものとする。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供、助言、専門的知識を有する者の派遣若しくは必要な技術的支援を行い、又はその行為に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

3 市長は、第25条で指定した景観重要建造物等の所有者又は管理者（所有者又は管理者が2人以上の場合は、その代表者）に対し、その保全等のために技術的支援を行い、又はその保全等に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

【要旨】

本条は、景観・市民遺産会議、景観・市民遺産育成団体、景観重要建造物等の所有者又は管理者及び良好な景観の形成及び市民遺産の育成に寄与すると認められるものに対する技術的及び財政的な支援について定める規定です。

【解説】

市民が主体的に景観まちづくり及び市民遺産の育成に取り組めるよう、その活動に対し技術的又は財政的な支援を行います。

また、景観重要建造物等の所有者又は管理者についても、その指定により権限等に制限が課せられることから、同様にその保全のための技術的又は財政的な支援を行います。

(表彰)

第36条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に著しく貢献したと認められる者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に寄与している建築物その他の物件のうち、特に優れているものについて、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

【要旨】

本条は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に著しく貢献した者、良好な景観の形成に寄与している建築物等に対し表彰することを定める規定です。

【解説】

先進的な景観まちづくりの取り組みを行っている者や魅力的な景観を形成している建造物やまちなみなどを表彰します。

第6章 雜則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第25条から第27条まで、第30条及び第31条の規定 平成23年1月30日
- (2) 第12条から第15条まで及び第17条から第24条までの規定 平成23年4月1日

平成22年10月 1日
条例 第32号

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則

〔 平成 22 年 10 月 1 日
規 則 第 35 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(工作物)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する工作物は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (2) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- (5) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (6) 擁壁、塀その他これらに類するもの
- (7) 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、法第 16 条第 1 項の規定による届出にあっては景観計画区域内行為届出書（様式第 1 号。第 3 項において「行為届出書」という。）を、法第 16 条第 2 項の規定による届出にあっては景観計画区域内行為変更届出書（様式第 2 号。第 3 項において「行為変更届出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる軽微な行為については、この限りでない。

- (1) 仮設の建築物の建築等
 - (2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの（当該増築又は改築に伴い、外観の変更に係る部分の面積が既存部分を含む合計見付面積の 2 分の 1 を超えるものを除く。）
 - (3) 工作物の増築又は改築で、外観の変更に係る部分の面積が既存部分を含む合計見付面積の 2 分の 1 を超えないもの
 - (4) 擁壁に係る行為のうち、国、県又は地方公共団体が実施する行為で、市長と包括的な協議がなされたもの
 - (5) 屋外における物件の堆積で、当該行為を行う期間が 90 日を超えないもの
- 2 条例第 13 条第 1 項の規定による届出（ただし、条例第 15 条に係るものと除く。）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に先立ってしなければならない。
- 3 第 1 項の行為届出書及び行為変更届出書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。
- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書
 - (2) 条例第 13 条第 2 項各号に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
 - エ その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (3) 条例第 13 条第 3 項に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 特定照明により照射される建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物及び特定照明の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

エ 建築物又は工作物の特定照明により照射される面の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のものに鉛直照度、照明器具の最大光度及び当該照明される面の輝度を表示したもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図面

(路外駐車場に関する行為の届出)

第 5 条 条例第 14 条の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内路外駐車場届出書（様式第 3 号。次項において「駐車場届出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、路外駐車場の駐車の用に供さない部分の改修又は駐車の用に供する部分の面積の 2 分の 1 を超えない舗装の修繕若しくは変更については、この限りでない。

2 前項の駐車場届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図（植栽計画及び舗装材等の表示を含む。）又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

(事前協議)

第 6 条 条例第 16 条第 1 項の規定により事前協議を行おうとする者は、景観事前協議申出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとし、当該景観事前協議申出書の作成に当たっては、行為の概要を示す図書を添付しなければならない。

(適合通知)

第 7 条 条例第 17 条第 1 項の規定による適合の通知は、景観形成基準及び景観育成基準適合通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

(勧告)

第 8 条 条例第 19 条の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書（様式第 6 号）により行うものとする。

(公表)

第 9 条 条例第 20 条の規定による公表は、告示、市広報及び市ホームページへの掲載により行うものとし、公表事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所又は事務所名及び所在地
 - (2) 行為場所
 - (3) 行為内容等
 - (4) 景観計画に定められた行為の制限に対する不適合事由等
 - (5) その他市長が公表の必要があると認めた事項
- (行為者の変更)

第 10 条 条例第 21 条の規定による届出は、景観計画区域内行為者変更届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(行為の中止)

第 11 条 条例第 22 条の規定による届出は、景観計画区域内行為中止届出書(様式第 8 号)により行うものとする。

(行為の完了)

第 12 条 条例第 23 条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(様式第 9 号)により行うものとする。

(緑化率の算定方法)

第 13 条 条例第 24 条の緑化率の算定に当たって、景観計画に定められた適切な植栽が行われる土地の面積は、別表左欄に掲げる緑化の種類の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める方法により換算して得た面積を合算して得た面積とする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第 14 条 条例第 25 条第 2 項に規定する規則で定める景観重要建造物に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定の理由となった外観の特徴
- (5) 法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

2 条例第 25 条第 2 項に規定する規則で定める景観重要樹木に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日

- (2) 景観重要樹木の樹種
 - (3) 景観重要建造物の所在地
 - (4) 指定の理由となった樹容の特徴
- (景観重要建造物等の指定の通知)

第 15 条 条例第 25 条第 2 項の通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第 10 号）及び景観重要樹木指定通知書（様式第 11 号）によるものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第 16 条 条例第 25 条第 2 項に規定する標識は、様式第 12 号及び様式第 13 号とする。

2 前項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物等の敷地内又は付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可等)

第 17 条 法第 22 条第 1 項の規定による許可申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第 14 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第 15 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第 22 条第 1 項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第 16 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第 22 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要建造物現状変更完了届出書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

5 法第 22 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要建造物現状変更中止届出書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物の状況の点検等)

第 18 条 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第 26 条第 1 項第 2 号の規定による点検を年 1 回行わなければならない。ただし、市長が適当と認める

きは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前項の規定による報告は、景観重要建造物状況点検結果報告書（様式第 19 号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第 19 条 法第 27 条第 3 項において準用する法第 21 条第 1 項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第 20 号）によるものとする。

（景観重要建造物の所有者等の変更の届出）

第 20 条 法第 43 条の規定による景観重要建造物の所有者又は管理者の変更の届出は、景観重要建造物所有者等変更届出書（様式第 21 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可等）

第 21 条 法第 31 条第 1 項の規定による許可申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 22 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第 23 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第 31 条第 1 項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第 24 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第 31 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要樹木現状変更完了届出書（様式第 25 号）を市長に提出しなければならない。

5 法第 31 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要樹木現状変更中止届出書（様式第 26 号）を市長に提出しなければならない。

（景観重要樹木の状況の点検等）

第 22 条 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第 26 条第 2 項第 3 号の規定による点検を年 1 回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前項の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書（様式第 27 号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第 23 条 法第 35 条第 3 項において準用する法第 30 条第 1 項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第 28 号）によるものとする。

(景観重要樹木の所有者等の変更の届出)

第 24 条 法第 43 条の規定による景観重要樹木の所有者又は管理者の変更の届出は、景観重要樹木所有者等変更届出書（様式第 29 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理に必要な措置)

第 25 条 条例第 26 条第 1 項第 3 号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物と一体となって良好な景観を形成している景観重要建造物に含まれる樹木にあっては、条例第 26 条第 2 項に定める景観重要樹木の管理の方法の基準に準じて管理すること。
 - (2) 景観重要建造物が滅失又は棄損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物等の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じること。
- 2 条例第 26 条第 2 項第 4 号の措置は、景観重要樹木が滅失又は棄損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じることとする。

(太宰府市民遺産の認定の報告)

第 26 条 条例第 32 条に規定する景観・市民遺産会議は、条例第 29 条第 1 項の規定により提案された太宰府市民遺産を認定したときは、市長に対し、当該認定に係る書類をもって報告するものとする。

(太宰府市民遺産の登録及び公表)

第 27 条 市長は、前条の規定により報告された太宰府市民遺産について、条例第 30 条第 1 項の規定により、太宰府市民遺産登録台帳（様式第 30 号）に記載し、登録することができる。

2 条例第 30 条第 2 項の規定による太宰府市民遺産の公表は、市ホームページへの掲載及び市長が指定する場所での縦覧により行うものとする。

(太宰府市民遺産を構成する文化遺産の保存等)

第 28 条 条例第 31 条第 2 項の規定による届出は、太宰府市民遺産を構成する文化遺産棄損・滅失届出書（様式第 31 号）によるものとし、次の各号に掲げるものを添付するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定した団体を景観・市民遺産育成団体登録台帳（様式第35号）に登録するものとする。

（景観・市民遺産育成団体の申請内容の変更及び認定の取消）

第30条 条例第33条第1項の規定による認定を受けた団体は、前条第1項に規定する景観・市民遺産育成団体認定申請書若しくは前条第1項各号に規定する添付書類の内容に変更があったとき又は条例第33条第3項の申出をするときは、速やかに景観・市民遺産育成団体変更・認定取消申出書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第3号に掲げる書類の内容の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しの申出及び条例第33条第3項の規定により、当該認定を取消したときは、景観・市民遺産育成団体認定取消通知書（様式第37号）により当該団体に通知するものとする。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条、第14条から第25条まで、第27条及び第28条の規定 平成23年1月30日
(2) 第4条、第5条及び第7条から第13条までの規定 平成23年4月1日
（届出を要しない従前の行為等）

第2条 この規則及び条例の施行の際、現に条例第13条第1項又は第14条の届出にかかる行為のうち、完了した行為又は施工中若しくは実施中の行為（施工中及び実施中の行為は、規模の拡大を伴わないものに限る。）については、当該届出を要しないものとする。

様式第30号（第27条関係）

太宰府市民遺產登録帳合

年　月　日

太宰府市長 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

—

—

太宰府市民遺産を構成する文化遺産棄損・滅失届出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第31条第2項の規定により、次のとおり棄損・滅失したので届け出ます。

1 市民遺産の名称及び所有者氏名

市民遺産の名称	
所有者の氏名	

2 登録番号及び登録年月日

登録番号	
登録年月日	年　月　日

3 棄損・滅失の内容

--

4 棄損・滅失の処理計画

--

※受付印

※処理欄

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 当該市民遺産を構成する文化遺産の周辺を表示する図面
 - (2) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現況を示す写真
 - (3) その他棄損・滅失に関して参考となる資料

年　月　日

太宰府市長 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

—

太宰府市民遺産を構成する文化遺産現状変更届出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第31条第3項の規定により、次のとおり現状変更したいので届け出ます。

1 市民遺産の名称及び所有者氏名

市民遺産の名称	
所有者氏名	

2 登録番号及び登録年月日

登録番号	
登録年月日	年　月　日

3 現状変更の内容

--

4 現状変更に伴う関係者（機関）の同意等

関係者（機関）名	同意の有無	同意がない場合の理由
	有・無	

※受付印	※処理欄
------	------

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 当該市民遺産を構成する文化遺産の周辺を表示する図面
 - (2) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現況を示す写真
 - (3) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現状変更計画に係る図面
 - (4) その他参考となる資料

年　月　日

太宰府市長 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

—

—

景観・市民遺産育成団体認定申請書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第29条第1項の規定により、景観・市民遺産育成団体として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称	
団体の代表者	
団体の事務所の所在地	
活動の目的及び主な内容	

※受付印	※処理欄
------	------

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 規約、会則、定款等の写し
 - (2) 役員の氏名及び住所の一覧表
 - (3) 構成員の氏名の一覧表
 - (4) 活動の概要を記した書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第
年
月
号
日

住所
氏名 様

太宰府市長 印

景観・市民遺産育成団体認定通知書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第29条第2項の規定により、下記のとおり景観・市民遺産育成団体に認定したので通知します。

記

1 認定景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称

代表者の氏名

2 認定番号及び認定年月日

認定番号

認定年月日 年 月 日

※ 注意事項

- 1 団体の活動内容等の変更がある場合は、遅滞なく報告すること。
- 2 代表者及び役員の変更がある場合は、遅滞なく報告すること。
- 3 活動を休止、廃止する場合は、遅滞なく報告すること。

様式第35号（第29条関係）

景観・市民遺産育成団体登録台帳

番号	認定年月日	認定番号	団体の名称	代表者氏名	主な活動の概要	備考

年　月　日

太宰府市長 殿

申出者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 — —

景観・市民遺産育成団体変更・認定取消申出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第30条第1項の規定により、景観・市民遺産育成団体の申請内容の変更及び認定の取消しについて、次のとおり申し出ます。

1 景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称	
代表者の氏名	

2 認定番号及び認定年月日

認定番号	
認定年月日	年　月　日

3 変更の内容

--

4 認定取消の理由

--

※受付印	※処理欄
------	------

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更の場合には、次に掲げる書類のうち変更があるものを添付してください。
 - (1) 規約、会則、定款等の写し
 - (2) 役員の氏名及び住所の一覧表
 - (3) 活動の概要を記した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第
年
月
号
日

住所
氏名 様

太宰府市長 印

景観・市民遺産育成団体認定取消通知書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第30条第2項の規定により、下記のとおり景観・市民遺産育成団体の認定を取消したので通知します。

記

1 認定景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称

代表者の氏名

2 認定番号及び認定年月日

認定番号

認定年月日 年 月 日

3 認定取消年月日

認定取消年月日 年 月 日

4 認定取消理由

※ 注意事項

- 1 太宰府市の補助金等の残金がある場合は、市長と協議のうえ、返還すること。
- 2 第三者からの苦情、その他貴団体が責任を負うべきものは、誠意をもって処理すること。
- 3 関係機関、団体への通知は、貴団体から行うこと。

太宰府市景観・市民遺産審議会規則

〔平成 22 年 10 月 1 日
規則第 36 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）の規定に基づき、太宰府市景観・市民遺産審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号）によりその権限に属するものと定められた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長が必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を調査審議する。

3 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

太宰府市景観・市民遺産アドバイザー設置要綱

〔平成 22 年 10 月 1 日
要 綱 第 11 号〕

(設置)

第 1 条 太宰府市景観まちづくり計画及び太宰府市景観計画並びに太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 34 条に基づく技術的及び専門的な情報の提供及び助言を行う者として、太宰府市景観・市民遺産アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(所掌事務)

第 3 条 アドバイザーの所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観及び太宰府市民遺産に関する相談に対する技術的支援及び情報提供に関すること。
- (2) 良好的な景観の形成及び太宰府市民遺産の保全・育成に関する調査研究に関すること。
- (3) 景観資源、太宰府市民遺産、景観整備事業及び市民活動への専門的な指導及び助言に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事務のほか、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成に関すること。

(登録)

第 4 条 市長は、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成について専門知識及び経験を有する者のうちから適当と認める者をアドバイザーとして登録することができる。

- 2 前項の規定による登録は、太宰府市景観・市民遺産アドバイザー登録簿（別記様式）に記載して行うものとする。

(任期)

第 5 条 アドバイザーの任期は 2 年とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーの庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○太宰府市景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式

太宰府市景観・市民遺産会議会則

(趣旨)

第1条 この会則は、太宰府の先人たちによって育まれた自然と歴史、そしてこれらの調和した魅力あるまちを市民の力を持ち寄り創造するために話し合う太宰府市景観・市民遺産会議（以下「景観・市民遺産会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 景観・市民遺産会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民遺産（「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（以下「条例」という。）」第2条第1項第2号に定める市民遺産をいう。）の認定及び認定解除に関すること。
- (2) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 市長が登録した市民遺産に関して、関係者を含めた協議を行うこと。
- (4) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する調査研究を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び市民遺産の保存と育成の推進のために必要な業務を行うこと。
- (6) 会則、作業指針、評価指標の制定及び見直しを行うこと。
- (7) 会議運営のための予算及び決算の承認に関すること。

(組織)

第3条 景観・市民遺産会議は、次の各号に掲げる者を構成員とし、30人以内の委員をもって組織するものとする。

- (1) 景観・市民遺産育成団体を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 市
- (4) その他景観・市民遺産会議が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の

職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 景観・市民遺産会議に次の役員を置く。

- (1) 議長
 - (2) 副議長
 - (3) 書記
 - (4) 会計
 - (5) 監査
- 2 役員は、次の所掌事務を処理する。
 - (1) 議長は、景観・市民遺産会議を総理し、同会議を代表する。
 - (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、議長、副議長の指示のもと、会議資料及び議事録を作成する。
 - (4) 会計は、本会議の収支を管理し、予算書及び決算書を作成する。
 - (5) 監査は、予算書及び決算書に基づき監査を行ない、その適否について会議に対して報告する。
 - 3 議長、副議長は各1名とし、委員の互選によりこれを定め、その他の役員は議長が選ぶ。

(会議)

第6条 景観・市民遺産会議の会議は、議長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の制定及び改廃は、出席者の四分の三をもって決するものとする。

(専門部会)

第7条 議長が必要があると認めるときは、景観・市民遺産会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、景観・市民遺産会議から付議された事項を調査審議する。

3 専門部会は、委員のうちから議長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 景観・市民遺産会議の庶務は、役員のうち会計及び書記において処理する。

(会計)

第9条 景観・市民遺産会議の会計は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 景観・市民遺産会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この会則は、2010年12月28日から施行する。

太宰府市景観・市民遺産会議に関する作業指針

(総則)

第1条 「太宰府市景観・市民遺産会議に関する作業指針（以下、「本指針」と記す）」は、太宰府市景観・市民遺産会議会則（以下、「会則」と記す）に定めた諸事項を履行する上で指針となる内容を定める。

(目的)

第2条 太宰府市景観・市民遺産会議の円滑な進行を促すことを目的とし、以下に示す手続きを
第4条から第8条に定める。

- (1) 太宰府市民遺産の認定
- (2) 太宰府市民遺産の育成に関する協議等
- (3) 太宰府市民遺産の認定の解除
- (4) 太宰府市民遺産会議の会則、作業指針、評価指標の見直しに関する協議
- (5) 事務局による情報管理・提供

(対象とする機関等)

第3条 本作業指針が対象とする機関等は以下のとおり。

- (1) 太宰府市景観・市民遺産会議
- (2) 景観・太宰府市民遺産育成団体
- (3) 景観・市民遺産アドバイザー
- (4) 事務局

(太宰府市民遺産の認定)

第4条 太宰府市民遺産の認定手続きについて以下を定める。

- (1) 事前協議
- (2) 提案の書式及び内容
- (3) 提案書の事務局による受理
- (4) 景観・市民遺産アドバイザーからの助言
- (5) 太宰府市景観・市民遺産会議の開催
- (6) 太宰府市景観・市民遺産会議による決議採択と評価指標
- (7) 太宰府市民遺産認定証の発行
- (8) 太宰府市への認定市民遺産の登録申請
- (9) 太宰府市民遺産の認定内容の変更
- (10) 認定手続きの流れ

- 2 事務局は、市民等からの太宰府市民遺産の認定等に関する事前協議に応じ、その取り組みを十分理解できる説明を行う。
- 3 太宰府市民遺産提案書の太宰府市民遺産提案書を所定様式【様式1号】に定める。
- 4 事務局は、必要事項が記されているかを確認したのち提案書を受理する。
- 5 事務局は、太宰府市民遺産提案書を受理するにあたって、景観・市民遺産アドバイザーに助言を求めることができる。
- 6 太宰府市景観・市民遺産会議は、年1回以上の頻度で本会議あるいは臨時会議を開催する。
- 7 太宰府市景観・市民遺産会議の本会議では、事務局から提出された太宰府市民遺産提案書について、評価指標【別紙】を踏まえ、太宰府市民遺産の認定、あるいは認定見送りを決議する。
- 8 事務局は、太宰府市景観・市民遺産会議にて認定された太宰府市民遺産に対し、認定証を発行する。その様式は【様式2号】に定める。
- 9 事務局は、太宰府市景観・市民遺産会議に認定された太宰府市民遺産を速やかに市に通知し、必要に応じて太宰府市民遺産の登録について市に意見を求めることができる。
- 10 認定証を受けた景観・太宰府市民遺産育成団体は、認定内容に変更が生じた場合は事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に報告し、承認を得なければならない。
- 11 認定の手続きの流れを【別紙1：年間スケジュール】と【別紙2：会議の進め方】に示す。

（太宰府市民遺産の育成に関する協議等）

第5条 太宰府市民遺産の育成に関する協議の手続きについて以下を定める。

- (1) 太宰府市民遺産育成に関する活動の報告
 - (2) 太宰府市民遺産育成に関する活動の発表
 - (3) 太宰府市景観・市民遺産会議における協議への参加
- 2 認定証を受けた景観・市民遺産育成団体は、認定を受けた次年度に、その活動内容を事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に報告する。その後は、当該太宰府市民遺産の育成に関する活動について、その内容を事務局に報告できるものとする。
 - 3 太宰府市景観・市民遺産会議は、景観・市民遺産育成団体の報告を踏まえ、事務局を通じて、本会議での発表を依頼するものとする。
 - 4 景観・市民遺産育成団体は、当該太宰府市民遺産に著しい変更を招く、あるいは欠失させると判断される場合に、事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に参加し、意見を求めることができる。

（太宰府市民遺産の認定解除）

第6条 認定された市民遺産に関し、やむを得ず以下の場合が生じた場合は、会則第6条に基づき、市民遺産の認定を解除する。

(太宰府市民遺産会議会則、作業指針、評価基準の見直しに関する協議)

第7条 太宰府市景観・市民遺産会議は、会則第6条に基づき、太宰府市民遺産会議会則、本指針、評価基準について、定期的に見直しの検討を行い、適宜見直しを行う。

(事務局による情報管理・提供)

第8条 事務局は、太宰府市民遺産に関する情報管理・提供を行う。

附則

この指針は、平成22年12月28日から施行する。

様式第1号(会議会則第2条関係)

年　　月　　日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所

団体名

代表者 印

(連絡先)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	
-----	--

様式第1号(会議会則第2条関係)

伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称

- ※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。
- ※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	
-----------	--

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれに同意を得ること。

様式第1号(会議会則第2条関係)

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

太宰府市民遺産

認定書

第1号

市民遺産

太宰府の ■ ■ ■

景観・市民遺産育成団体

■ ■ ■ ■ 保存会

太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条に
基づき、将来の太宰府に守り伝えたい
太宰府市民遺産に認定します。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

太宰府市景観・市民遺産会議

議長 ■ ■ ■



四隅の絵柄：太宰府史跡出土の文様博を参考に描いたものです。

■太宰府固有の物語、文化遺産、活動である**1.伝えたい太宰府固有の物語である**

- ・将来に守り伝えていきたい物語が、地域の人々や市民が共有でき、納得できるものである。

太宰府市が大切に思う物語である。

市民が共有しやすい、納得できる。

【納得できる価値の説明】**2.物語が、文化遺産で構成されている**

- ・物語が文化遺産で構成され語られている。

文化遺産の所在が明らかである。

文化遺産の所有者等が明らかである。

構成する文化遺産の履歴、意味、育成すべき価値などが明らかとなっている。

【完全性・真正性】**3.文化遺産を保存活用する活動である**

- ・自立的かつ継続的な活動である。
- ・文化遺産の育成にふさわしい活動である。

自立した活動である。

継続性を見込んだ活動である。

育成したい文化遺産の所有者・管理者に対し、了解が得られている。

他団体等との連携に配慮されている。

育成活動が、文化遺産の価値を保存活用するにあたって適切な活動である。

【持続可能性】

※ 項目を参考に判断してください。

【別紙1：年間スケジュール】

■景観・市民遺産会議スケジュール

	手続き	育成団体登録	市民遺産候補の受付
4月	会計年度開始		
5月			
6月			
7月			
8月	提案される市民遺産の〆切 【当該年度の秋会議に提案される市民遺産候補の〆切 8月末】		
---	市民遺産候補の確定 【8月末までに事務局協議が完了したものを市民遺産候補として確定】 ○確定した市民遺産候補提案書を会議委員へ送付 【市民遺産候補に関する委員からの質疑受理】 ○市民遺産候補についての広報【11月1日号 9月中旬〆切】		
9月			
10月	市民遺産候補提案者と会議委員からの質疑に関して事務局協議 【10月中旬を目処に改善が見られない場合は、次年度見送り】		
11月	景観・市民遺産会議【秋会議 11月中で調整】 ○認定会議【会則第2条1項】 ○前年度の新規認定市民遺産の活動報告		
12月			
1月			
2月			
3月	景観・市民遺産会議【春会議 3月下旬で調整】 ○事務報告ならびに協議【会則第2条3・6・7項】 ○年度活動報告【書面報告 次年度秋会議で口頭報告する事案を決定】 会計年度終了		

※議長・副議長判断により臨時会議が招集される場合もある。

■景観・市民遺産会議スケジュール【秋会議】

時間	議事
10時	年次報告 ○景観・市民遺産育成団体からの年次報告 【春会議で選定した団体 4団体～6団体程度】
11時	
12時	昼食【休憩】
13時	景観・市民遺産会議開催 ○市民遺産候補の説明
14時	
15時	質疑 ○市民遺産候補に関する質疑
16時	認定・見送り判断

※【春会議】については、午後ないしは午前の3時間程度で設定

○景観・市民遺産育成団体

●景観・市民遺産育成団体認定状況

- | | | |
|-------------------------|-----|-------|
| ○特定非営利活動法人 古都 太宰府の風を育む会 | 理事長 | 石橋清美 |
| ○太宰府木うそ保存会 | 会長 | 青柳健夫 |
| ○特定非営利活動法人 歩かんね太宰府 | 理事長 | 杢尾幹雄 |
| ○五條風の会 | 会長 | 大藪善治 |
| ○四王寺山勉強会 | 会長 | 菜畠健治 |
| ○大宰府万葉会 | 会長 | 松尾セイ子 |

平成 23 年 2 月 28 日現在 認定順

○市民提案の市民遺産【第1回景観・市民遺産会議認定の市民遺産】

様式第1号(会議会則第2条関係)

2010年11月22日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市觀世音寺1丁目 ■

団体名 太宰府木うそ保存会

代表者 青柳健夫 印

(連絡先 092 - ■-■ ■)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	太宰府の木うそ
-----	---------

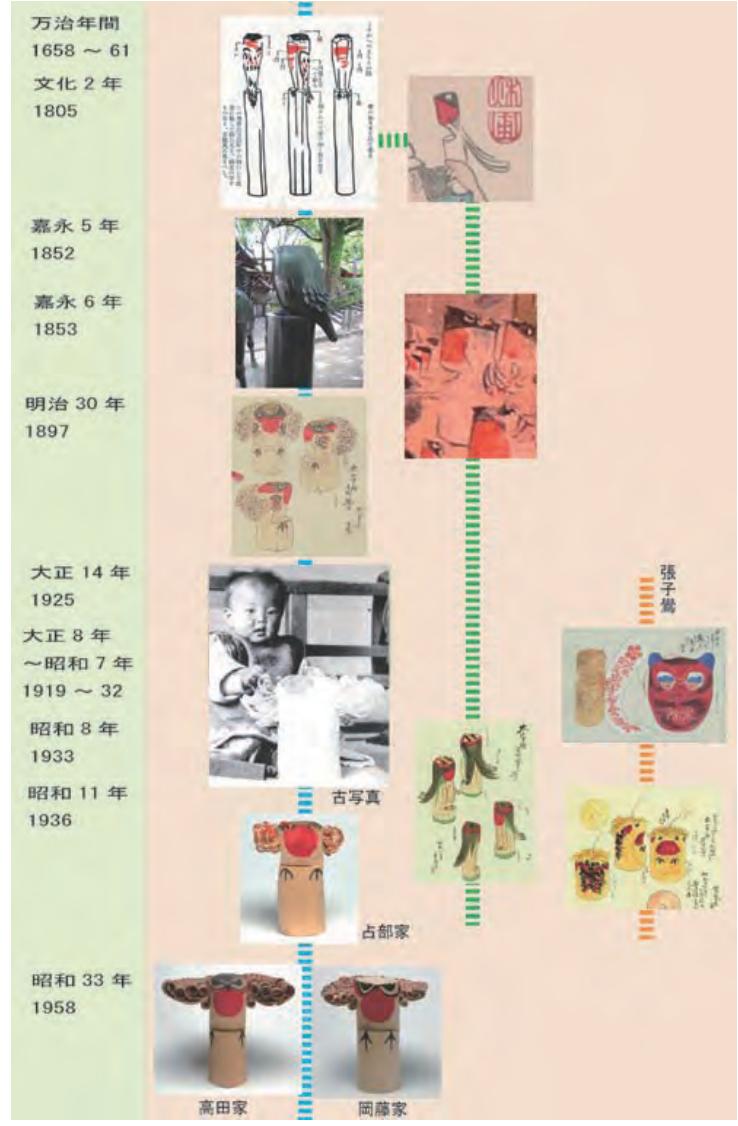
伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそ
●太宰府の木うそを伝えていきたいと思い立った経緯	
<p>昭和51年に新幹線が博多駅に乗り入れてから、太宰府を訪れる観光客は、年々増加していました。その頃、木うそ製作をしていたU家、T家、O家では、作れば飛ぶように木うそが売れていました。昭和58年には、木うそが福岡県知事指定特産民芸品に指定され、昭和63年に太宰府天満宮が木鶴の商標登録を取りました。それからわずか数年後の平成始め頃、木うそ職人は次々と廃業し、参道の店舗に木うそが見受けられなくなりました。この頃、太宰府市内で独自に木うそ作りをしていた5名が、「太宰府木うそ製作者の会」を立ち上げました。5名が木うそ作り始めたきっかけは「何か始めようと思った時に身近に木うそがあったから」や「太宰府を旅行で訪れた時に、たまたま木うそ作りの実演を見て、その職人の鮮やかな手さばきに惚れちゃったから」など様々でした。同じ頃、鶴替神事や授与品に木うそを納入していたT家、O家の相次ぐ廃業に危機感を感じた太宰府天満宮神職K氏は、木うその後継者の育成をしようと思い立ちました。小鳥居小路の店先に飾られた会メンバー製作の木うそを見つけたK氏は、会とともに後継者育成講習会を開催することを決め、広く受講者を募る事にしました。第1回後継者育成講習会には30名を超える受講者が殺到しましたが、新しい木うそ職人の誕生には結びつきませんでした。残念な結果となった事を契機として、「太宰府木うそ製作者の会」とK氏の「木うそ製作技術を教え、後継者を育てていきたい」という思いは引き継がれ、平成10年12月17日に「太宰府木うそ保存会」が発足しました。「木うその製作技術伝承と原木育成・確保」を目的とし、地元商工会や行政の協力もあり、後継者育成講習会や「木うその森」での活動などを継続してきました。しかし、会発足から12年が経過し、山林荒廃による原木の入手困難や会員の高齢化などの問題が深刻化してきました。そのため、「①木うそや鶴替神事の歴史を伝え、②製作技術を守るために後継者育成を行い、③原木の安定供給への活動を続けること」により、「太宰府の木うそを伝えていきたい」と思い立ちました。太宰府天満宮で行われる鶴替神事は人々がそれぞれで木うそを手作りしたり、調達したりして参加していました。そのため、木うそは神事の祭具としての存在だけではなく、地元や参詣者によって支えられてきた伝統工芸品として的一面があります。太宰府木うそ保存会の活動により、神事を支えてきた太宰府地域特有の個性ある文化の形成及び伝統・伝承育成に寄与していきたいと考えています。</p>	



●由来

太宰府の木うそは、400年近い歴史を持ち、万治年間（1658～1661年）製作と伝承される絵図が「天満宮御一代記・絵本菅原実記」で確認されています。太宰府天満宮の鷺替神事は、貝原益軒が貞享二年（1685）「太宰府天満宮故実」の中で「正月七日の夜はまづ酉刻ばかりに、うそがへと云事あり」と紹介しています。木うそには、モデルとなった鷺という実在の鳥があり、鷺は「フィーフィー」と鳴く声が人の口笛に似ています。口笛のことを古語では嘯（うそぶ）くと言い、鷺の名前の由来となっています。太宰府に残る複数の伝承では、鷺が太宰府天満宮や菅原道真、あるいは祭事に参加した人々を救う鳥として登場します。このことから、鷺は身に降りかかる災いを除いてくれるありがたい鳥、天神さまのお使い鳥とも言われています。この鷺を木で形作ったものが木うそです。木うその原木を太宰府では「ホウノキ」と呼び、方角の悪い家の角に植えたり、四隅に置くと災いを除く力があるとされ、原木自体に魔よけの意味が込められています。実際には太宰府天満宮周辺で自生するホウノキやヤナギ、ハゼ、コシアブラなどで作られてきました。現在ではコシアブラを使用して製作しています。



木うそ変遷図

太宰府の木うそは、逆三角目や赤く丸い胸、纖細にカールした羽が特徴です。現在のデザインが確立されたのは約50年前、昭和33年のブリュッセル万国博覧会への出品がきっかけです。それ以前の木うそは細長いフォルムに赤と黒のシンプルな彩色に丸目が特徴でした。昭和50年頃まで製作していたU家の木うそは、製作技法や彩色など、江戸時代以降の系譜を継承していました。昭和33年のブリュッセル万国博覧会へ木うそを出品したのは、T氏で、この時考案された形が現在の木うその原型となっています。太宰府の木うそは伝統を下敷きにしながら江戸時代以来独自の変遷をたどり、その型式は時代ごとに天満宮のある周辺の地域（東京・亀戸天神や大阪・道明寺天満宮など）に影響をあたえ続けており、全国の「鷺替神事」や「木うそ」文化の中心的な役割を負ってきました。戦前までは太宰府天満宮の行事の中でもっとも賑わった行事で、正月七日の極寒期に、金のうそが当たる木うそが暗闇で交換される行事のため、もみ合いながら木うそを奪い合う大勢の参加者の上に、湯気が立つほどの熱気だったと言われています。

現在、太宰府の木うそは太宰府天満宮参道の店舗で販売され、梅園の看板商品であるうそ餅も太宰府の風景には欠かせない存在として、親しまれています。

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそ
-----------	---------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	木うそ【物と技術】	太宰府市内	太宰府木うそ保存会
2	原木育成の場所	太宰府市石穴 大分県九重町九重山国有林	太宰府市及び九州森林管理局
3	鸞替神事	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
4	U家所蔵の木うそ	太宰府市宰府5丁目 太宰府市宰府3丁目	個人蔵
5	T家所蔵の木うそ	太宰府市高雄5丁目	個人蔵
6	O家所蔵の木うそ	太宰府市坂本2丁目	個人蔵
7	天満宮御一代記 絵本菅原実記	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
8	太宰府天満宮故実	福岡市東区箱崎6丁目	九州大学図書館
9	銅鸞像	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
10	わすれくさ	福岡市城南区七隈8丁目	福岡大学図書館
11	筑前太宰府鸞換追儺之図	福岡市早良区百道浜3丁目	福岡市博物館
12	巨泉玩具帖・玩具帖	大阪市北区中之島1丁目	大阪府立中之島図書館
13	木うそ古写真	太宰府市宰府3丁目	個人蔵
14	うそ餅とマメ鸞	太宰府市宰府2丁目	商店B
15			
16			
17			
18			
19			

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそを伝えていきたい
	<p>①、木うそと鷦禯神事の普及活動</p> <ul style="list-style-type: none">●定期的な木うそ絵付け体験教室 ※毎月第2日曜日に、体験教室にて木うその絵付けを行います。●木うそや鷦禯神事のPR活動 <p>②、木うその製作技術伝承</p> <ul style="list-style-type: none">●後継者育成講習会 ※年1回、新規会員募集のための木うそ製作会を行います。●現会員の製作技術向上講習会 ※現会員のための講習会を行い、会員の製作技術向上を目指します。 <p>③、原木育成活動</p> <ul style="list-style-type: none">●太宰府市内での植樹活動及び下草刈り作業 ※太宰府版「木うその森」を目指して、太宰府市内での植樹活動や下草刈り作業を毎月第3日曜日に行います。 ※太宰府市内で原木を育成できる場所を模索します。●「木うその森」等での下草刈り及び伐採作業 ※大分県九重町の「木うその森」等での下草刈りや伐採作業を通じて、他地域との木うそによる文化交流事業を行います。 <p>※活動を円滑に行うにあたり、関係者ならびに関係機関と相談しながら、進めます。</p>

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

平成22年12月21日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市五条1丁目 ■

団体名 五條風の会

代表者 大藪善治 印

(連絡先 092-■-■ ■)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	八朔の千燈明
-----	--------

伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
●思い（物語）	
五条区には、古くから語り継がれ、行われている伝統的な行事が幾つかある。私たちは、子どもの頃から語り、繋いできたこれらの伝統行事を、われわれの代で絶やすことは、耐え難い思いがする。そこで、少しでも多くの区民に対し、伝統的に行ってきている行事を伝えていく活動を行うことを思い立った。伝統行事の衰退は、支える担い手の高齢化、あるいは都市化などがあるが、それらを乗り越え、後世の人たちに伝えなければならないと思う。そこで、五条区の伝統行事の中で、五条区ならではおまつりである八朔の千燈明を上げた。この行事には、以下のような由来が伝えられている。	
●由来	
江戸時代後期に太宰府に疫病が流行した。その際、五条の人々で太宰府天満宮に祈願を立てたところ病人が出なくなった。この時の祈願成就と疫病除けの祈願を、八朔の夜に千燈明として奉納し、今に続いている。	
昔は心安池の一帯に縄を張り、ロウソクを灯していたため青年団は竹切り等、準備に忙しかったそうだが、現在は反り橋から樓門までの道の両側にロウソクを立て、火を灯している。	
●八朔の千燈明	
現在9月1日に太宰府天満宮樓門の前で行っている五条ならではのおまつりで、私たちが子どもの頃から行われてきた歴史を有する。このまつりは、以下の行程で進められる。	
①9月1日に五条公民館に集合	
②さいふまいりの道（旧街道）を通って太宰府天満宮へ行く。	
③太宰府天満宮到着後、神職によるお祓いを受ける。	
④その後上記の由来を自治会長が子どもたちに語り継承し、御灯明で一斉に点火し千燈明の行事を行っている。かつては、火が灯っている間、区長はお百行参りをしていた。	
⑤終了後、もと来た道を帰る。	

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
-----------	--------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	八朔の千燈明（行為）	太宰府市五条	五条区民
2	千燈明の場	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
3	往復の道（旧街道 別図）	太宰府市五条1丁目 太宰府市宰府1丁目	太宰府市・福岡県
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれぞれに同意を得ること。

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
<p>①八朔の千燈明</p> <p>五条区役員・子供会・区民一体となって、八朔の千燈明を守り続ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【別図】 八朔の千燈明</p><p>太宰府天満宮 八朔の千燈明の場</p><p>八朔の千燈明の際の、行き帰りの経路 【旧街道（さいふまいりの道）】</p><p>五條公民館 【集合場所】</p><p>八朔の千燈明</p></div>	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

様式第1号(会議会則第2条関係)

平成22年12月28日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市青山3丁目 ■

団体名 四王寺山勉強会

代表者 菜畠健治 印

(連絡先 092-■-■ ■)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----	---------------------

伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----------	---------------------

●思い(物語)

この道は、昭和60年代まで、となり村の四王寺村の子ども達が、太宰府小学校まで通っていた道である。現存される人たちの話をうかがうと、行き帰りや、道端の光景（焼米ヶ原、毘沙門天王の鳥居、紹運公辞世句碑、大野城跡太宰府口城門等）など、往時の子どもたちの足跡や姿が蘇ってくる。この険しい山道を、夏の暑い日も冬の寒い雪降る日も、毎日通い続けた小さい子らの元気な登下校風景を思い浮かべるにつれ、それらを後世に守り伝えていきたいと思った。

●由来

この道は、明治33年ならびに大正15年の地図や報告書に描かれており、「太宰府町道」との表記も見られ、昭和40年代に現在の四王寺林道（四王寺林道開通記念碑）が完成するまでの幹線道路として、経済的にも文化的にも太宰府と四王寺村を深く結びつけていた。

「崇福寺横の登山口から旧道を通って上がる途中、男女の小学生数人が旧道を下って來るのに出会ったが、これらはこの部落の児童達で、太宰府小学校に通っており、毎日四糠の山坂を上下しているので、とても健康そうな子ども達であった。」

(上村高直著 昭和47年 『太宰府 いま、むかし』)

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----------	---------------------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	推定する道（別図）	太宰府市大字太宰府 4756-1 他	別紙記載
2	大日本帝国陸地測量部 作成図明治33年作成	茨城県つくば市北郷1番	国土交通省 国土地理院
3	福岡県史蹟名勝天然記念物 調査報告書付図	福岡県福岡市博多区 東公園7番7号	福岡県教育庁
4	『太宰府　いま、むかし』	太宰府市石坂3丁目	上村高直
5	四王寺村	糟屋郡宇美町大字前田	Y氏ほか
6	太宰府口城門跡	太宰府市大字太宰府	太宰府市
7	毘沙門天王の鳥居	太宰府市大字太宰府	宇美町・Y氏ほか
8	紹運公辞世句碑	太宰府市大字太宰府	福岡市・M氏ほか
9	焼米ヶ原の土壙	太宰府市大字太宰府	太宰府市・宇美町
10	四王寺林道開通記念碑	太宰府市大字太宰府	太宰府市
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれぞれに同意を得ること。

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
以下の活動を行う。	
①道の確定作業	
今までの調査活動を基盤として、推定道の最終確認を行い、現在の地図に落とし込む。	
②道標、案内板などの設置	
市民がこの道の歴史を知り、この道に展開する風景や環境を守っていくことを啓蒙する活動を行う。そのために道標・案内板・解説板を作成し設置する。	
③散歩・登山道としてコース化	
市民が親しみ登る道としてコース化する。	
④小中学生の課外授業、体験学習の場	
小中学生の課外授業、体験学習の場として、史跡解説員の支援体制を連動させるなど、教育的役割の一端を担っていく。	
※上記諸点を実行するにあたっては、関係諸機関と連携を図りながら進めていく。	

【別図】



【別紙】

■ 「太宰府町道」所有者一覧

太宰府市大字太宰府 12筆：太宰府市

太宰府市大字太宰府 4筆：個人所有地

様式第1号(会議会則第2条関係)

2011年 1月 13日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住所
太宰府市長浦2丁目 ■

団体名
特別非営利活動法人歩かんね太宰府

代表者 岸尾 幹雄
(連絡先 092-■-■ ■)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	芸術家 富永朝堂
-----	----------

伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
昭和という激動の時代を太宰府で生き、芸術を志し、この地をこよなく愛した一人の男がいた。名を富永朝堂という。朝堂は、己のみならず芸術を志す者を支え、福岡における美術界の礎となり、筑前美術協会（昭和8年）をはじめ福岡県美術協会（昭和15年）、筑紫美術協会（昭和44年）の設立にも尽力した。また観世音寺では復興奉賛会を石田（観世音寺住職）、河内（元福岡市長）、竹岡（九大教授）、田中（建築会社社長）、朝堂の5人で立ち上げ、金堂などを復興。さらに観世音寺宝蔵の建設へと運動を発展させるなど、太宰府の宝をこよなく愛し、未来の太宰府へつなぐ努力を惜しまなかった。	
富永朝堂の作品は、市内で見ることができる。学業院中学校創設に寄与された「宮村翁勤労の姿像」や宮村学園を偲ぶ「宮村講堂」の板額をはじめ、水城小学校の「校歌板彫り」など学校に作品を残している。また太宰府天満宮の延寿王院前の「御神牛」や太宰府天満宮 1075年大祭記念事業として「五歳の官公像」など太宰府天満宮に関わる作品も残している。復興に力を注いだ観世音寺には、聖観世音菩薩像の厨子設計を、さらに監修ではあったが太宰府市役所の「西都大宰府」は、市役所ロビーをひと際素晴らしい空間にしている。朝堂の作品は、私的な範囲を大きく飛び越え、教育の場、信仰の場、そして公共の場へと広がっている。	
その作風は、初期にみる水の滴るような作風から、後期の作品は木が語りかけてくる言葉に執拗なほど耳を傾け、木が欲する姿を追い求める作風へと変わり、次第に抽象的な表現へと変化していく。この作風の変化は、観る者に対して楽しみを与える作品となり、ここに朝堂が木の中に棲む作家ともいわれる有縁がある。	
朝堂は、高村光雲（高村光太郎の父）、山崎朝雲と続いた日本木彫界の本道を受け継ぎ、日本における日本刀で表現される切れの鋭さと木の文化を今に伝える、いわば日本木彫界を代表する芸術家であった。この「芸術家富永朝堂」を太宰府の地に埋もれさせてしまうのは、あまりにも残念でならない。市内にある様々な作品や朝堂が生きた原点である住まい家「吐月叢」とアトリエの作品群（雪山の女、女神像など）を人々に伝え、さらに朝堂の感性を磨き上げたこの太宰府の深い歴史と自然を伝えていきたい。	

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
-----------	----------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	宮村翁勤労の姿像	太宰府市觀世音寺3丁目	学業院中学校
2	宮村講堂板額	同上	同上
3	校歌板彫	太宰府市觀世音寺3丁目	水城小学校
4	五歳の官公像	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
5	御神牛	同上	同上
6	觀世音寺聖觀世音 菩薩像の厨子設計	太宰府市觀世音寺5丁目	觀世音寺
7	西都大宰府レリーフ	太宰府市觀世音寺1丁目1番1号	太宰府市
8	アトリエの原型	太宰府市觀世音寺4丁目	個人所有
9	吐月叢	同上	同上
10	雪山の女	同上	同上
11	女神像	同上	同上
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれに同意を得ること。

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
<p>○市内にある作品を通し、歴史とみどり豊かな文化のまちをこよなく愛した芸術家富永朝堂を伝えます。</p> <p>○芸術家富永朝堂の住まい家「吐月叢」で、朝堂芸術の原点を伝えます。</p>	
	
●吐月叢	●宮浦翁像【学業院中】
	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

○文化遺産情報

計画策定時に収集した文化遺産情報は、別添 CD-ROM に搭載しています。搭載情報は、隨時「太宰府市ホームページ」にて文化遺産情報として公開していきます。

なお、個人所蔵など公開できないものは、搭載ならびに公開していません。

登録番号	名称	文化遺産情報
A0001	北谷ダム	【登録番号】 A0001 【所在場所】 北谷 【名称】 北谷ダム 【通称】 — 【文化遺産情報】 山の神川の上流にあり、平成11年度に完成した。(灌漑用水補給など、既得用水の安定化、河川環境の保全をはかるため)
A0002	山の神	【登録番号】 A0002 【所在場所】 北谷 【名称】 山の神 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷区で祭られている山の神様。本来ダムの下流に祭られていたが、北谷ダム建設（昭和63年度着工）により、現在地に移された。
A0003	宝満山橋	【登録番号】 A0003 【所在場所】 北谷 【名称】 宝満山橋 【通称】 — 【文化遺産情報】 御笠川に架かる橋の最上部。「宝満山橋」(南西隅)／「昭和49年竣工」(北西隅)／「三笠川」(南東隅)／福岡営林署(北東隅)
A0004	一のイデ	【登録番号】 A0004 【所在場所】 北谷 【名称】 一のイデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷地区の高所の水田への取水口。側溝の中に水量の調整をするための大きな石（ハネ石）がある。
A0005	二のイデ	【登録番号】 A0005 【所在場所】 北谷 【名称】 二のイデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷宮の下地区に流れ込む井川の取水口の一つ。
A0006	新溜池	【登録番号】 A0006 【所在場所】 北谷 【名称】 新溜池 【通称】 防火用水 【文化遺産情報】 市史の聞き取り調査では、シン堤と書かれている。「火事の時以外は絶対に使ってはならない」と言い伝えられている。
A0007	しあけ水路	【登録番号】 A0007 【所在場所】 北谷 【名称】 しあけ水路 【通称】 — 【文化遺産情報】 二のイデから地区内に流れ込む井川の途中から分かれ、谷池に入れ込む為の水路。谷池の水を使っている人達で水路の掃除を定期的に行っているとのこと。
A0008	谷池	【登録番号】 A0008 【所在場所】 北谷 【名称】 谷池 【通称】 タンノイケ 【文化遺産情報】 明和4（1767）年頃谷ノ池と農業用水路（掛け樋）が完成し出口・小畑・ロノ坪一帯の畑が水田化とされたと伝え聞く。
A0009	イデ	【登録番号】 A0009 【所在場所】 北谷 【名称】 イデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 地名からオッゴヤ（奥小屋）のイデと言われたが、全体で言われている様でもない。田畠へ水を引く取水口。
A0010	イヤノ浦橋	【登録番号】 A0010 【所在場所】 北谷 【名称】 イヤノ浦橋 【通称】 — 【文化遺産情報】 御笠川に架かる橋。「北谷川」(南西隅)／「いやのうらばし」(北西隅)／「イヤノ浦橋」(南東隅)／「平成17年5月竣工」(北東隅)
A0011	自然石	【登録番号】 A0011 【所在場所】 北谷 【名称】 自然石 【通称】 — 【文化遺産情報】 イヤノ浦橋の右側にある自然石で、触ると祟りがあると昔から言われている。

B0015	岩屋城跡	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】岩屋城跡【通称】— 【文化遺産情報】四王寺山地南腹に築かれた戦国期の山城跡。15世紀半ばより大内氏の御笠郡代が在城する地域支配の拠点であった。16世紀半ば大友氏の支配が及ぶと高橋鑑種が城督として在城するが、主家へ反旗を翻して毛利氏と通じた。永禄12年に鑑種が降伏した後は、高橋氏の名跡を吉弘鎮種（のち紹運）が継いで城督となつた。天正14年7月、九州制圧を目指す島津軍の攻撃に対して高橋紹運は籠城して戦い、城兵と共に壮絶な討死を遂げた。現在、本丸跡に石碑、二の丸跡に紹運の墓がある。
B0015	岩屋山	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】岩屋山【通称】— 【文化遺産情報】大野山の中腹に位置する高さ281mの花崗岩質の山で、中世には山全体に岩屋城が築かれた。眼下には大宰府政庁や觀世音寺の史跡をはじめ、筑紫平野一帯を見渡せる。
B0015	鳴呼壯烈岩屋城址碑 (ああそうれついわやじょうあとひ)	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】鳴呼壯烈岩屋城址碑【通称】— 【文化遺産情報】岩屋城本丸跡に建てられている石碑。昭和30年に建立されたもので、裏面には「昭和三十歳己未仲秋 關治良吉直種謹書」と刻まれている。
B0016	夜泣石地蔵堂	【登録番号】B0016 【所在場所】宰府5丁目【名称】夜泣石地蔵堂【通称】— 【文化遺産情報】平たい石があり、その上に夜泣きの赤ん坊を寝かせると夜泣きがなおるといわれている。
B0017	薬師堂	【登録番号】B0017 【所在場所】三条1丁目【名称】薬師堂【通称】— 【文化遺産情報】木造トタン葺の祠内に、薬師如来（像高53cm）、地蔵菩薩（像高28cm）が祀られている。内部に戸帳断片があり、そこには「文政八乙酉年八月吉旦寄捨」「地蔵大菩薩戸張 壱具」と記されている。
B0019	恵比寿神	【登録番号】B0019 【所在場所】宰府5丁目【名称】恵比寿神【通称】— 【文化遺産情報】全高125cmを測る恵比寿さま。
B0020	原山本堂跡	【登録番号】B0020 【所在場所】三条1丁目【名称】原山本堂跡【通称】— 【文化遺産情報】第5代天台座主智証大師円珍の弟子8人が開いたと伝えられる原八坊（原山無量寺）の跡。
B0021	普賢道路修繕費寄付表 (ふげんどうろしゅうぜんひきふひょう)	【登録番号】B0021 【所在場所】三条1丁目【名称】普賢道路修繕費寄付表【通称】— 【文化遺産情報】三条普賢の道路を改修した時の寄付者の名を記した記念碑。
B0022	薬師如来堂	【登録番号】B0022 【所在場所】宰府3丁目【名称】薬師如来堂【通称】— 【文化遺産情報】木造トタン葺の祠の中に石製の薬師如来様が祀られている。
B0025	毘沙門堂	【登録番号】B0025 【所在場所】宰府3丁目【名称】毘沙門堂【通称】— 【文化遺産情報】連歌屋橋の畔にある小祠。阿弥陀三尊板碑などを集合して祀る。
B0026	水瓶山道標 (みずかめやまどうひょう)	【登録番号】B0026 【所在場所】三条1丁目【名称】水瓶山道標【通称】— 【文化遺産情報】昔雨乞いの行われた水瓶山に向かう道標。
B0027	慈母観音（子安観音） (じょかんのん)	【登録番号】B0027 【所在場所】三条1丁目【名称】慈母観音（子安観音）【通称】— 【文化遺産情報】昭和48年の水害による死亡者を供養するために建てられた慈母観音像。

H0061	神ノ前窯跡	【登録番号】H0061 【所在場所】青葉台3丁目 【名称】神ノ前窯跡 【通称】— 【文化遺産情報】神ノ前窯跡は県道31号線沿いの西側、水城大堤の取りつく丘陵の南北斜面に存在する相向かい合う2基の窯跡。窯跡は標高46～47mの位置にあり、水城大堤側の水田面との比高は約20mほどである。太宰府市から大野城市牛領にかけて分布する牛領窯跡群の一支群として考えられ、2号窯跡では須恵器とともに瓦類の生産も兼ねている。この瓦類は九州地方最古期に位置づけることができるものである。
H0063	フケ遺跡	【登録番号】H0063 【所在場所】大佐野2丁目 【名称】フケ遺跡 【通称】— 【文化遺産情報】古墳時代後期の集落遺跡。区画整理事業に伴い埋蔵文化財調査が実施され現在は残されていない。
I0001	関屋土壘	【登録番号】I0001 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】関屋土壘 【通称】— 【文化遺産情報】特別史跡基肄城跡が所在する基山（きざん）から南東に延びる向平原丘陵、この丘陵と千塔山を結ぶのがどうれぎ土壘で、さらに東、千塔山と城山丘陵を結ぶのが関屋土壘である。名残がわずかに残されているが、国道3号線、JR鹿児島本線によって多くを失っている。
I0002	基肄城跡（椽城） (きいじょうあと)	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県基山町・筑紫野市山口) 【名称】基肄城跡（椽城） 【通称】— 【文化遺産情報】天智2（663）年の韓半島東部に比定される白村江で起こった戦いに敗れた倭（当時の日本）は、翌年に水城を、天智4（665）年に北の守りとしての大野城と、南の守りとしての基肄城を築く。大野城跡が四王寺山の山頂に造られるのに対し、基肄城は基山（きざん）の南東斜面に築かれている。
I0002	南水門（基肄城跡）	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】南水門（基肄城跡） 【通称】みなみすいもん 【文化遺産情報】大宰府の南の守りとして築かれた基肄城の南にある水門跡。現在も城内の排水施設として機能している。またこの地には、地元民による住吉宮が祀られている。平成22年度から解体修理を実施。文化年間に描かれた『基肄城 太宰府旧蹟全図 南』には石垣として描かれている。
I0002	東北門（基肄城跡）	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】東北門（基肄城跡） 【通称】とうほくもん 【文化遺産情報】大宰府の南の守りとして築かれた基肄城の東北部にある門跡。現在は門礎が露出している。文化年間に描かれたとされる『太宰府旧蹟全図 南』には、この門跡に関する記載がない。
I0002	北帝門（基肄城跡） (きたみかど)	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(筑紫野市) 【名称】北帝門（基肄城跡） 【通称】ほくていもん・きたみかどもん 【文化遺産情報】『太宰府旧蹟全図 南』には「北の御門」と記されている。同様に南の門については「南の御門」と記されており、江戸期では、「御門」と呼称認識されていたものと考えられる。

■使用写真・図版所蔵者一覧

●計画

4頁

移動図書館 古写真	個人蔵
水城関跡 筑前名勝画譜	国立公文書館
大野城太宰府旧蹟全図 北	個人蔵
水城 古写真	個人蔵

9頁

航空写真	佐賀県基山町教育委員会
------	-------------

13頁

太宰府跡礎石図	福岡県
---------	-----

17頁

阿弥陀如来坐像・四天王立像	觀世音寺
---------------	------



太宰府市民遺産活用推進計画／平成23(2011)年 太宰府市

太宰府市歴史文化基本構想

編集発行：太宰府市教育委員会文化財課

〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺1-1-1

TEL: 092-921-2121 (内線470)

FAX: 092-921-3667

E-mail: bunkazai@city.dazaifu.lg.jp

URL: <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

協力：株式会社都市環境研究所九州事務所